

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（５）			
日 時	平成１３年１０月１１日（木）	開 議	午後 １時３０分
		閉 会	午後 ７時３１分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、武井副委員長、横田・成田・大竹・松本（光）・斉藤（裕）・中島・久末・北野・秋山・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、木野下・佐藤両監査委員、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育 各部長、消防長、樽病・監査委員両事務局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に齊藤裕敬委員、中島委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が北野委員に、古沢委員が中島委員に、齊藤陽一良委員が秋山委員に、高橋委員が佐野委員に、大畠委員が齊藤裕敬委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、市民クラブの順といたします。

○秋山委員

◎青果物卸売市場に関して

私の方からは１点だけお伺いいたします。

青果物卸売市場に関してお聞きたいします。

まず、青果物卸売市場の卸売業者数、それと、買受人の開設当時がわかりましたら開設当時、そして、ここ数年間にかけての業者数を教えてください。

○（経済）青果卸売市場長

青果市場は昭和48年１月に開設してございます。そのときの卸売業者は２社でスタートいたしました。同じ48年６月にこの２社が合併いたしまして、１社になりまして、現在に至っております。

それから、買受人でございますが、平成８年度末で１８１人おりました。その後、年々減少いたしまして、平成13年度９月末現在で１４１人、５年ほどで40人の減少となっております。

○秋山委員

それでは、歳出に関連してお伺いいたしますが、事業特別会計を見ましたら、報酬、給料、職員手当とありますが、この報酬の支払いの内訳をお願いいたします。

○（経済）青果卸売市場長

嘱託報酬の関係ですが、青果市場では事務補助が２名、それから競り監視業務が２名、４名採用してございます。そして、この４名の12年度の決算が５５３万１,０００円という内容になっております。

○秋山委員

それで、職員が２名ということになっておりまして、この手当の内訳をずっと見ておりましたら、水産物卸売市場には管理職の方はいらっしゃらない、青果物の方だけいらっしゃる。その違いというのはなぜなのか、お伺いします。

○経済部次長

ただいまご指摘がございましたように、確かに水産物の卸売市場の方に管理職はおりません。と申しますのは、水産物の卸売市場の方は、水産課と一つの中で仕事をしてございまして、水産課長が兼務しているということがございます。

逆に、青果の方は、特にそういったほかの課と一緒にということがございまして、単体でやっているものですから、場長が単独でおるという形の違いでございます。

○秋山委員

それで、事業費と役務費は、両方比べて見たときに大差がないのですけれども、委託料に関しまして、水産市場の方は約６１４万、青果物の方は約２,２６０万ということで差が見られるのですが、この違いということを説明願いま

す。

○（経済）青果卸売市場長

今、委員がおっしゃいました 2,260万円の数字は予算額でございまして、青果市場の委託料につきましては、12年度 2,049万 8,000円の支出額となっております。

それで、委託の内容なのですが、九つの業務につきまして民間委託を行っております。清掃、警備、暖房、じんかい処理、浄化槽保守点検、電気設備保守点検、消防設備保守点検、除雪、監視用モニターテレビの保守点検の9つを民間委託しております。

○秋山委員

水産市場の方はどうなのでしょう。

○（経済）水産卸売市場長

水産市場につきましては、総額 614万 5,978円の委託料となっておりますが、大きいものから申し上げますと、市場構内の除排雪委託料が約 160万ほどになります。それから、同じく構内の清掃委託料が 105万 8,000円、3点目としましては、じんかい処理手数料が同じく 150万ほどかかっております。そのほかに、今の青果物の方で申し上げました消防設備点検ですとか電気保安点検、これらも私どもの方で委託しております。

私の方から言うのも何なのですが、青果物と私どもの市場の方で大きく違う部分については、暖房が集中暖房になっているという部分の委託で大きく二百何十万も違いますし、それから、警備関係、これが 870万ほど青果物の方でかかっておりますので、これらについて水産市場でかかっていない部分が青果物の方に大きくかかっているというような形です。その他の細かい部分もございすけれども、そういう形で委託料の差が出てきているのかというふうにとらえてございます。

○秋山委員

敷地を比べてみると、どちらの方が大きいのでしょうか。

○（経済）青果卸売市場長

青果市場の敷地は 3万 3,000平方メートルです。水産市場の方は 2万 8,828平方メートルですので、青果市場の方が 2,000平方メートルほど広いです。

○秋山委員

警備の違いというのは、どういう点で警備があるかないかで違うのですか。

○（経済）青果卸売市場長

警備は、青果市場の場合は24時間体制で警備をしていただいております。と申しますのは、今、荷物はトラック輸送ということで、時間に関係なく朝方とか夜中という時間でトラックが入ってきますので、24時間体制、2人体制でこうなっておりますので、経費がかさむということでございます。

○秋山委員

続きまして、使用料及び賃借料もかなりの差があるのですけれども、この違いというのは何なのでしょう。

○（経済）青果卸売市場長

使用料及び賃借料ですが、青果市場の敷地の中に国有地が入っておりまして、それを財務省の方からお借りしております。面積が 1,205平方メートルお借りいたしまして、年間で41万 7,000円の借上料を払っております。

○（経済）水産卸売市場長

水産市場の方につきましては、国有港湾施設と市の埋立地ということで、土地代がかかっていない。そういう部分で、私どもの方の使用料及び賃借料につきましては、それは初競りのときの準備作業で横断幕を借りたりというような、そういうNHK等の経費ということでございます。

○秋山委員

青果物の方で、今年は 900万ほど工事の請負費がかかっておりますが、その内訳というのはどんな工事だったのでしょうか。

○（経済）青果卸売市場長

施設の維持補修費でございますが、12年度は低温冷蔵庫の屋上防水モルタルの工事を実施いたしまして、889万9,000円要しております。

○秋山委員

それで、公債費が、これは元利を含めると約 1,200万少々ありますけれども、あと何年間ぐらいかかるのでしょうか。

○（経済）青果卸売市場長

現在償還が残っておりますのは、財務省の資金運用部、それから公営企業金融公庫、この2本が起債償還で残っております。

それで、財務省の方は平成27年度に終了いたします。それから、公営企業金融公庫の方は平成22年度で終了いたします。

○秋山委員

歳出で、12年度は 9,126万 8,349円の支払いがあったということになるのですけれども、この中に一般会計から約 2,800万円が繰り入れられております。この状況は、ここ数年間の問題なのか、また何年来続いていることなのか、教えてください。

○（経済）青果卸売市場長

一般会計の繰入れの分ですが、平成3年度から繰り入れてもらっております。それで、平成5年度から増加しております。これにつきましては、施設の維持補修費が平成5年度から加わったため、一般会計繰入金が増加というふうになっております。今年度は 2,170万円繰り入れることになったわけですが、11年度と比較いたしますと、650万ばかり減少しております。これは、使用料が増加したということと、不用額が多目に減ったということでの一般会計繰入金の減少、こういうことでございます。

○秋山委員

開設当初は、181社というのですか、181業者がいた買受人も、今現在、40件ばかり減っているという現状の中、かなりの分野で規制緩和が進んでいるという状況ではないかと思えます。そういう中で、消費者が自由に選択をし、そのサービスを受けられている状況かなと思えます。例えば、量販店の方が安いとか産地直送があったり、また、農家の方が、直接、直売場や直売会を設けて、安く新鮮な野菜や果物が手に入るというような状況に現在は変わりつつあるのかなと思いますが、どうでしょうか。

○（経済）青果卸売市場長

たしか、昔はすべて卸売市場を通しまして消費者である私どもの口に入ったわけでございますけれども、やはり流通機構がだんだん変わりまして、市場外流通が広がってきています。すなわち生産者とスーパーなどの量販店が、市場を通さずに、直接取引をする。こういうことが卸売市場の取扱高の減少ということにもつながるのですけれども、そういう形で減少はいたしますが、消費者から見ると安い価格で物が買えるのかなと、そんなことでございます。

○秋山委員

公設市場をつくられた、その目的というのはどういうところにあったのでしょうか。

○（経済）青果卸売市場長

卸売市場の使命といいますか、役目といいますのは、生鮮食料品等の安定供給ということが大目的でございますから、やはり地方公共団体が施設をつくりまして、そして消費者に至るまでのいろいろな流通を負いまして、品物

を確保する、偏らないで安定的な供給を図ることが目的でございます。

○秋山委員

先ほどもお話をお伺いいたしましたけれども、社会進出の女性も多くなっている。また、価値観の多様化、高齢化ということで、その需要という部分でかなり動きがあるのではないかと思います。八百屋さんに行かなくても言ったら申しわけないのですけれども、100円ショップなんかでも、お勤めの奥さん方はかなり買いやすくなっている。また、高齢化が進んで、無理して余るものまで必要がない、手ごろな値段できちんとでき上がったものが手に入るという部分も、いろいろな部分で市場離れというものにつながっているのかというふうに感じます。

また、価値観の多様化ということで、お勤めの期間はそれとしまして、年1回はリッチに外食をしようとか、趣味の方に向けようかということで、年々、需要というのが、この市場をつくった目的である市民の生活の安定化のためにという部分が崩れてきているように感ずるのですが、その件はどうでしょうか。

○経済部次長

ただいま秋山委員からお話がございましたが、そういった傾向というのは私どもも否定できないものだと思います。

ただ、逆に、先ほどお話がございましたように、買受人が40人ぐらい減っているという状況というのは、確かにそういった小売店離れということもあると思います。しかし、一方で、今、委員からご指摘がございましたように、今の消費者ニーズにあった売り方というのもございますでしょうし、また、健康食品といいますか、そういった部分でのいろいろなニーズというのもありますので、そういったものを研究することによりまして、一般的に大型店に行かれる方、それから郊外店に行かれる方もいらっしゃる一方で、お年寄りもいらっしゃいますので、そういった方にとっては、逆に近場のそういう小売店の必要性というのも十分あると思います。そういったことについて、私どもの方も、卸売業者、買受人、それから中卸、こういった方々と打合せをしたり話し合いをした中で、そういったものをきちっと見つけていって、小売店の生き残り策というものを考えていく必要があるのではないかと思います。

○秋山委員

先ほど公債費は平成27年までと、先の長いお話なのですけれども、現状を維持するために一般財源を投入し続けるのか、市場の規模を縮小をして続けていくのか、また、経費の節減に努めるのか、これは考えていく段階に入ってきているのかと感じますが、その件はいかがでしょう。

○経済部次長

確かに、今の市場の会計の関係、一般財源からの繰入れということで、ご負担を願っているという形でございますが、私どもとすれば、こういった負担がないことが一番望ましいと考えてございます。

ただ、やはりこういった部分、確かにそういった面で私どもだけの経費節減だけで、それではその部分が解決できるかという、なかなかそうは参らない部分がございますので、これはやはり、市場に関係するそれぞれの皆さんが協力し合って、市場自体の取扱高を増やして、それが、ひいてはこの特別会計のそういった収入増につながるということが一番望ましい姿でございますので、そういった部分での努力を重ねてまいりたいと思っております。

○秋山委員

収入増に努めると今答弁いただいたのですけれども、具体的に、何か年々減り続けていく中で、どんな感じでお話しされていくのかと思いますが、いかがなのでしょう。

○経済部次長

確かに、この収入増の関係は、「言うはやすく行は難し」という部分はあると思うのですが、やはり私どもが一番今考えておりますのは、今の消費者ニーズをきちっとつかみまして、極端に言いますと、産地開拓といいますか、今以上のそういった産地との提携というようなお話を進めていく中で、とにかく品ぞろえといいますか、そういっ

たもの、それから消費者の方に魅力を感じていただけるものを持ってくる、また、小樽ブランド的なものをつくり上げてやっていくということなど、何か特色づけというものがこれからのこの市場全体の問題として取扱高を増やすために必要ではないかというふうに考えてございまして、こういった面につきましては、既に関係者の方との間で私どももいろいろ話し合いをしたり、アドバイザーの方をお招きしてそういった懇談会などを開いておりまして、何とか一つでも取扱高の増につながるような具体的なものを見出したいということで、今現在、もう既にそういった動きはしてございます。

○秋山委員

やはり時代の流れをキャッチしながら、いい方向に、先日まで党の委員の方が、何だか市長さんは口を開けば財政が厳しいとお話をされているとおっしゃっていましたが、そういう部分から、手をつけられる部分から一つ一つ切り詰めていただければという思いで今提案しました。

答えはいいです。

それでは、以上で終わります。

○委員長

まだ８分あります。

佐野委員。

○佐野委員

○主な事業執行の成果、課題、方向性について

それでは、今日は決算の最終総括、３０分ぐらい遅れてきたので、通告してはいたしましたが、概略的に質問をさせていただきたいということです。

12年度の事業執行金額の認定ということですから、それぞれ今まで４日間、議会ですさまざまな観点の議論がなされてきたのですけれども、我々は、12年度当初予算は賛成をした、こういう立場ですから、当然、12年度の事業決算、これは最終的には認定をしなければならないのかなど、こういう考え方ではいます。

しかし、決算だから、あるいはまた、済んだことだからということだけではまた済まない側面もあると。いわば予算、決算というのは、基本的には政策的なこと、又は事業執行の中身について再度確認をするというのも、これまた金額的なことも含めてどんな政策がどういう形で、どういう成果があったのかということも、我々がきちっと確認するというのも、これまた、決算に対する我々の役割の一つだと、こういう観点で考えております。

そういうことを考えまして、この12年度は財政が大変厳しいと。また、いろいろな状況の中にもかかわらず、21世紀プランに基づいての基本的なさまざまな事業が行われてきた。特に、新規事業だとか、あるいは、これからの小樽にとっての大事なスタートになる事業だとか、いろいろな事業、いわば目玉的な事業も含めて展開してまいりました。

今おっしゃったように、それは、要約すれば21世紀プランのそれぞれのプランに基づいての整理の仕方が一番わかりやすいという観点でございまして、今申し上げたような観点で、12年度に事業執行したさまざまな事業の中での成果、あわせて課題、それから、その12年度事業が引き続き13年度にどう引き継がれているのか、いわゆる今後の方向性も含めて、時間の関係もありますので、申し上げますので、ずっと答えていただければありがたい。深い話はいいません。本当に要点を得た、そんなご答弁をしていただければありがたい、こういうふうに思います。

それでは、項目を申し上げます。

まず、にぎわい都市・形成プランでは、都市基盤の関係でもさまざまな事業が行われました。特に大きな関心を持ったのがタウンマネジメント構想に対する作成事業、これは、これからの小樽市の中心市街地のまちづくりとい

う観点で大変大事な視点がございました。商工会議所が中心になって、いよいよ非常に具体的な事業のスタートがされたというふうに聞くので、このTMO、いわゆるまちづくり事業の予算執行、いわゆる成果と課題と方向性。

それから次に、ゆたかさ産業・活力プランについては、いきいき市場づくりに対する助成がスタートしました。これは、こういうご時勢ですから、大型商店ができ、地域の市場が大変だということで、これをどうやって助成をするか、元気な市場づくりをするかという観点があって、これは大変期待された事業でございました。

それから、観光動態及び観光事業者意向調査、これもやりました。観光のまち小樽、21世紀の観光都市をどうつくるかどうか、こういう大きな観点があった予算執行がありました。この成果と課題と今後の方向性。

次は、うるおい生活・快適プラン、生活環境なのですけれども、これは、何といたっても我が党が提案しております融雪施設の融資貸付制度が創設されて、実に 336件ですか、2億 8,000万の、こういう融雪をする貸出制度ができたということで、これは大変大きな成果として位置づけられたらと思うので、これらも今後の課題も含めてあるだろうということで聞いておきたい、こういうふうに思っています。

それから、もう一つは、容器包装廃棄物分別収集の全市への拡大。これは、こればかりではなくて、12年度はいわば環境元年だと言われるぐらい、さまざまな環境に関する制度、環境部における制度の拡充などがありました。そういった意味で、目玉なのが容器包装廃棄物、こういった事業もございましたので、これらの成果及び課題、今後の方向性、こういったことを聞いておきたいと思います。

それから、ふれあい福祉・安心プランでは、何といたっても介護保険事業が、特別会計ができていろいろな議論もありました。弱者だとか、事業の性格、いろいろなことがありましたけれども、今まさに1年が過ぎて、この事業の性格あるいは事業のさまざまなことがおおそ市民に認知され、制度が理解されてきたのではないのか。しかし、課題も、今後いろいろなこともあるだろう、こういったことでお聞きしておきたいし、あわせて、12年度は乳幼児医療費の拡大、それから高齢者の生活支援事業にも力を入れました。これらはどうなっているのか。

それから、教育関係では、ふれあい協力員、いわゆる適応指導教室の拡充だとか、あるいは、芸術文化ふれあい事業なども力を入れた事業の一つと。細かく言えばまだたくさんあるのですけれども、いわゆる12年度の予算執行の中の目玉的、あるいは大事な事業ということで手をつけた話で、それを今、我々は認定をし、決算という形で態度表明をするわけですから、何回も申し上げるように、要点を踏まえて、成果と課題と今後の方向性も含めて、それぞれ簡潔に見解を聞いて私は決算の質問にしたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○（建都）市街地活性化対策室渡辺主幹

タウンマネジメント構想策定に対する助成についてでありますけれども、商工会議所が、TMOとなるために、TMO構想をつくる必要があることから、これに対し市として 100万円を助成したものでございます。

商工会議所は、本年8月にTMO構想案を市へ提出し、市は、先月、これを認定したところでございます。このことから、商工会議所はTMOとなり、来年度には具体的な事業を進めることになります。

課題といたしましては、経済情勢からも、TMO構想の一日も早い実施が望まれることから、構想に示された実施時期の繰上げも必要と考えております。

○（経済）小鷹主幹

私の方からは、いきいき市場づくり推進事業についてのお話をさせていただきたいと思います。

これは、平成12年度から始めた新規事業でありまして、決算額は約 400万円ほどになっております。

まず、この事業におきましては、市場連合会というものを結成いたしまして、これまで市場の方たちはお互いに顔も知らないような状態でいたというのを、お互いに顔も知り合えますし、情報の共有をここでできるような状況になった。例えば、市の助成制度、こういったものについても、よくその制度を知り得るような状況にもなりまして、お互いの売出しのアイデア、そういったものの情報交換という場にもなっております。

この市場連合会を結成した後に、共同事業として連合会発足の記念事業ということで、9市場は連合でスタンプ

ラリーを実施しております。共同事業としてはそういったところで、そのほかに各市場ごとに活性化事業を行っております。

課題といたしましては、9市場のお互いに共通する課題としまして、消費者の方の市場離れと、それから、大型店の進出による売上げの減少というものもございますし、それに伴っての空きこまの増加ということもございます。それから、後継者の確保が難しいという状況、こういった共通の課題もございまして、平成13年度につきましては、そういった課題を克服すべく、それぞれアドバイザーが各市場に入って、それぞれの提言をいただこうかといったような取組をしようということになっておりますので、今後ともその辺を進めてまいりたいと思いますし、平成14年度に向けても、市場という小樽特有の商業形態、こういったものを支援すべく努力してまいりたいというふうに考えております。

○（経済）観光振興室長

私どもが12年度に調査を行いました観光客動態調査と経済波及効果の関係でご説明申し上げます。

この調査自体、一つの観念的、感覚的ではなく、調査に基づいて明かになること、これをはっきりさせることが、この調査の成果であり目的でもあります。

一つは、観光客動態調査につきまして、明らかになったことは、いわゆる小樽の観光客はリピーターが多い。道内客は9割、道外客の5割が2回以上の来訪者だという一つの結果です。それから、どこを訪れるかということの調査では、マイカルと運河・堺町、この二極の集中化、これが明らかになった。

それから、これは経済波及効果の一つの要素として使うものでありますけれども、1人当たりの消費額がはっきりした。こういったものが一つの観光客動態調査の中で明らかになったことでございます。

それと、経済波及効果につきましては、いわゆる12年度調査に基づく金額といたしましては、消費額は1,351億円、それが生産、所得、消費という、いわゆる産業活動といえますか、そういうサイクルの中で波及効果を生んで、3,051億円の算出額という数字も出ました。

それから、いわゆる雇用効果、それをもとにした雇用効果はどれほどあるか。これはあくまでも推計ですが、1万7,700人ぐらいの雇用効果はあるだろう。こういった経済波及効果が明らかになった。これは、一つは新聞報道などでも取り上げられまして、ある意味では非常に反響が大きかったというふうに、私どもは認識しております。

それで、調査の目的のもう一つとしては、今後の課題というものを明らかにする、これが調査の一つの大きな目的です。それで、いわゆる先ほど言いました明らかになったことに基づいて、13年度以降、我々がどういう方向で小樽の観光を進めていくかということで考えておりますのは、まず、いわゆるリピーターが多い。それから、いわゆる二極集中している、観光スポットが二極集中してきているということで、まず、観光資源の新たな発掘ということが必要であろうと。それから、15年間の間にこれだけの観光客が急激に増えたという中では、いわゆる市民を含め、行政も含めたホスピタリティの不足といえますか、そういったものの向上を図っていく。これは小樽おもてなしボランティアの会も発足しましたし、それから、今言ったような調査の具体的な内容の市民への周知ということで、あらゆる方向で周知を図ってきていますし、そういうこともまた一つホスピタリティの向上に必要なだと思っております。

それから、この調査でもう一つ、観光関連事業所のご意見の中で、単に観光客増を求めているのではなくて、いわゆる通年型の観光客を求めている。それはなぜかということ、観光関連業者は、いわゆる1年間を通した経営の安定ということを非常に求めているのだということがわかりました。そういった中では、これも私ども一つの大きな課題であります通年滞在型観光は、一つは、先ほど言いました新しい観光資源の発掘ということもありますし、いわゆる冬の地の利を生かしたスキー場、具体的にはそういったものと温泉を組み合わせた、いわゆる体験型、そういったものに修学旅行生、研修旅行生を誘致する、そういったいわゆる通年滞在型の観光というものも積極的にこれ

から進めていかなければならない。

それと、最後ですが、観光関連産業や観光産業振興を図る上では、やはり滞在型宿泊客を増やすと。これは、市長も従前から言っていますけれども、今79万人ぐらいの宿泊数しかいません。１割を切っています。それを何とか100万人に持っていく。これはなかなか難しい問題ですけれども、一つの目標といいますか、そういったものを持って頑張ってまいりたいと思っております。

○（土木）管理課長

融雪施設設置資金貸付事業についてであります。雪の多い本市において、宅地の空間が少ない住宅地が多い、高齢化率も高いということから、屋根雪や宅地内の雪処理に大変なご苦勞をされている世帯が多いことを考えまして、100万円を限度に貸付制度を創設したものであります。

初年度の平成12年度につきましては、議員がおっしゃられるように、336件、決算額として2億8,000万円ほどの融資実績になりました。平均いたしますと、1件につき83万7,000円の融資となっております。また、貸付けを受けている方の7割以上が50歳代以上の方であり、雪処理の負担軽減、あるいは快適な居住環境の確保という事業効果の目的は達成されているものと考えております。

今後につきましては、制度の拡大ということもご要望がたくさんありましたので、他都市の例などを参考にしながら、また、一層の利用の拡大を図るためのPR等も含めて、事業を継続して進めていきたいと考えております。

○（環境）廃棄物対策課長

容器包装廃棄物分別収集の全市拡大に係る成果と課題と今後の方向性についてであります。最初に、実施の成果といたしましては、平成8年度からモデル事業といたしまして実施しておりました。昨年の7月から全市収集をいたしまして、そのことによる資源物の量が、平成11年度は285.4トン、12年度は785.9トンということで、2.75倍の増量となっております。これによって大幅なごみの減量化が進んだと思っております。

次に、課題と今後の方向性なのですが、1番目は、収集回数が1回では少ないという市民の要望が多かったものですから、それにつきましては、平成13年度の4月から2回収集地区を今までの1万2,000世帯から2万7,000世帯、世帯割りでいきますと、約40パーセントの世帯が2回の収集地区という形で実施しております。

それから、2番目ですが、容器包装廃棄物の質的变化といいますか、従来でしたら瓶などがかなり出回っていたと思うのですが、最近軽くて持ちやすいというペットボトルの需要が相当伸びましたので、これにより、市で作成している分別収集計画というもののうちのペットボトルの収集量の見直しを図ったところであります。

○（福祉）介護保険課長

介護保険の関係でございますけれども、皆さんもご承知のとおり、高齢化の進展の中で、老人福祉と老人医療を一体化して、将来の高齢化に備えて、介護をみんなで支えましょうと、こういった趣旨で平成12年度から介護保険事業がスタートをいたしました。

この1年間、いろいろございましたけれども、大きく言えることは、利用者が増えた。特にアンケートによりますと、新規の人が3割増えている、こういったこともございます。また、私どももこの事業の開始に当たりまして、社会福祉法人を中心に市内の関係者のところへ参りまして、介護保険の事業への参入なども強く要請をいたしまして、おかげさまで、一部には事業を休廃止したところもございますけれども、おおむね順調に推移をしているところでございます。

また、もう一つ、保険料が半年間は無料、その後1年間は半額、こういう特別対策をやる中で、保険料の収納率が被保険者の皆さんの理解を得てどれぐらい上がるかなと、実は懸念をしておりましたけれども、おかげさまで99パーセントの収納率となったということで、とりあえずは一安心をしているところでございます。

また、この中での課題でございますけれども、やはり、今現在、なぜ私の年金から勝手に保険料を引くのか、それから、家族の中で、いざ介護保険のサービスを利用したいときに、その手続きがわからない、こういった問合せが

まだ結構参ります。こういった意味で、これからも引き続き制度の周知について、一層努めていかなければならない、こういうふうに思っています。

また、もう一つ、大きな低所得者対策の問題もごございます。一部には、保険料あるいは利用料について、どうしても支払いがなかなか難しい、こういった方がごございますので、この２定で議決をいただきまして、保険料については、保険料の納付が困難な方を対象に独自減免をやるということで進めておりまして、今現在 300人の方から、この独自減免の申請を受理しているところでございます。この結果につきましては、近々、各個人の方に通知をする予定でございます。

なお、この12年度の予算の見積もりについては、なかなか実績がない中で我々は苦勞をいたしましたけれども、1年半が経過しまして、実績の積重ねが徐々に高まっておりますので、今後とも、利用実績、それからいろいろなサービスの利用の実態、こういったものを十分吟味しながら、13年度以降の事業の執行に当たってまいりたい、このように考えてございます。

○（福祉）高齢社会対策室管理課長

乳幼児医療費助成の件についてお答えします。

成果についてでありますけれども、昨年1月1日に、道の医療費補助事業のうち、乳幼児医療が通院2歳未満から3歳未満に拡大されたことを受けまして、市としても、昨年4月1日に1歳拡大して、4歳未満まで対象としたところであります。

事業費的には、決算で2,400万円超、一般財源としても1,500万円超の持出しになりましたけれども、課題といたしまして、平成12年から道の医療給付事業の補助率が低減措置をされるということで、16年度まで半分になります。また加えて、本年10月からは、この事業に対して所得制限を導入するというので、市としては大変厳しい状況になってきてございます。

ただ、従前から、子育て支援の観点からも、さらに拡大をしてほしいという市民要望も寄せられておりまして、これら医療保険制度の改革の試案なども示されたところなのですけれども、そういったものも含めた上で、他都市の状況とあわせて検討していく必要があるというふうに考えております。

○（福祉）高齢社会対策室高齢福祉課長

高齢者の在宅支援事業についてお答えします。

介護保険が平成12年4月1日からスタートをしたのですが、そのスタートに当たりまして、介護保険のサービスから外れる人、これらの救済ということで、全国的にも自立支援が強く求められたところでありまして、この支援に対する国の補助メニューが決まったということで、市としても高齢者生活支援事業といたしまして、21世紀プランにも主要事業として位置づけをして実施したところであります。

ただ、介護保険の要介護認定を受けたところ、従来、ホームヘルパーなどのサービスを受けていた方々の15パーセント程度は自立ということで予想していたのでありますが、ほとんどがその判定で要支援、要介護ということになりまして、新規の方もとりあえず自立支援を適用させましても、さかのぼって介護保険サービスとなるケースが当初想定したより多かったということで、当初想定したときよりも実績にはなっていなかったということが挙げられます。

ただ、介護保険サービスの適用までの予防や、あるいは経過措置としてのサービスの提供ができたということにつきましては、一定の成果があったのではないかとこのように考えております。

今後の方向性としてしましては、在宅あるいは自立の高齢者がさらに自立するため、あるいはまた、介護予防のための支援あるいはサービスの提供を受けられるよう、さらに充実してまいりたい、このように考えております。

○（学教）指導室長

適応指導教室の拡充についてでありますけれども、平成12年度から、ふれあい協力員を配置いたしまして、適応

指導教室の指導体制の充実を図ったところであります。

この成果につきましては、ふれあい協力員を配置しましたことで、不登校児童生徒一人ひとりに応じましたきめ細かな指導の充実が可能となったことにあると認識しております。とりわけ、ふれあい協力員の１名に女性を配置しましたことで、通級生の女子生徒との触れ合いが一層密になりまして、相互のコミュニケーションが進むなどの成果が見られております。

課題といたしましては、適応指導教室通級生の学校復帰を進めることにあると認識しております。これらのことにつきましては、今年度、その課題を踏まえまして、専任指導員とふれあい協力員の連携を一層深め、ふれあいタイムという時間を設けるなどしまして、通級生の話し相手になり、対話の時間を増やす、それから、個別に手紙を出すとか、さらには家庭訪問をするなどしてその働きかけを強めておりますし、また、人数が増えましたことで、専任指導員が学校との連携を一層深めることによりまして、通級生の学校復帰を目指すことに努めております。今後、一層、この方向で進めてまいりたいと思っております。

○（社教）社会教育課長

芸術文化へのふれあい事業についてであります。これは、プロの生の芸術、文化、そういったものに触れていただくということで、毎年行っているものでございまして、12年度は演劇で、「パパに乾杯」というものを行いまして、入場者は 300人ほどでした。

なお、今年は、親子で楽しめるといいますか、そういったことで、ミュージカルで「葉っぱのフレディー」というものを行いまして、830人という、これは親子でということで、人数が増えたと。

この成果と申しますのは、やはり市民の方が、人数の増減に関係なく、生の芸術なり、そういった観劇に触れるといったことが大きな成果だと思います。

課題等につきましては、やはりアンケートを毎年やっておりまして、中にはかなりお金のかかるというようなものもございまして、いいものを呼ぶということになりますと、やはりそれなりの予算ということがありますので、今年の秋にも、文化団体の補助がついておりますけれども、今後そういった補助も組み込みながら、あわせて、そういった予算に合わせたものを、何とかいいものをまた考えていきたいといったことが、課題と言えば課題ということです。

○佐野委員

どうもありがとうございました。

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

時間が来ましたら言ってください。今日の15分というのを確認したいと思います。

◎結核患者について

まず、一つは保健所と関係するところが新規事業の中にあるかと思いますが、保健所の保健課にお尋ねします。

結核患者登録数というのが 142件上がっておりますが、これの人数がわかりましたら、数、年齢、この 142件で何名か、教えてください。

○（保健所）廣田主幹

平成12年度の数字でお示ししております 142名の結核の登録患者数についてのお尋ねでございますが、結核と診断されますと、これが医師によって保健所に届け出がされます。この時点で小樽市の保健所で登録が始まるわけでございます。

今、結核の治療というのは、６カ月から９カ月が標準的な治療法で、長くても12カ月、１年ほどで治療が終了になります。結核患者の場合は、治療が終了してからも、菌が出ておる患者の場合で２年間、菌が出ていない患者についても１年ほどは回復者という形で、主治医のもとで経過を観察する、あるいは、保健所でご案内をして管理検診を行うという形です。この経過観察の期間が終わりますと、登録から除外する、削除するというところでございます。

年間の結核患者の発生数、ほかの病気では罹患率と言いますが、これについては、平成12年ですと、この１年間に新しく患者として届け出がある数、それを言うのですが、これが小樽市の平成12年の実績では43名ということでございます。

それでは、どうして 142という数字が出るかということについては、大体１人の結核患者の登録されておる期間というのが、先ほど申し上げましたように、届け出があってから２年ないし３年ということなので、今の 142という数字が報告されているわけでございます。 142件というのは、 142人ということでございます。

○武井委員

樽病にお伺いしますが、樽病に結核患者として入院している方、これはたしか47床ぐらいあると思いますが、何名入院しているのですか。

○（樽病）事務局長

今、小樽病院では、６の１の結核病棟に43床ございまして、そのうち呼吸器系が21名入院、その21名のうち13人が結核患者ということで治療をしてございます。

○武井委員

21名中13名が結核患者、あとの数はこれはどういう意味なのですか。結核病棟に入っているのでしょうか。

○（樽病）事務局長

今言いましたように、６の１というのは、結核病棟でございまして、この結核患者以外はいわゆる呼吸器系の疾患で結核病棟に入っているということでございます。

○武井委員

私が聞きたいのは、これは、昔は伝染病患者という扱いで隔離病棟へ入れられたと思いますけれども、今は医学の方も変わりまして、感染症だとか言うのだそうですが、名前は別にしまして、病院なんかに入院なさっている方々は、今病棟は別なのだけれども、一般の人との交流といいますか、例えば買い物に行くとか、あるいは食堂で一緒に食えるとか、そういうような隔離といいますか、一般人との隔離関係の方はどういう扱いになっていますか。

○（樽病）事務局長

私どもが今申し上げました結核病棟ということでございますけれども、事、結核に関しましては、いわゆる飛沫感染ということがございますので、患者にあっては結核菌を出さないように、特殊加工したマスクをする。それから、患者、家族はそれ以外のマスクで結構なのですけれども、そういったことでおりますので、特に隔離ということで、例えば今委員がご指摘の出歩くのを禁止したり、そういう現状にはございません。病状にもよりますけれども、マスクを配与して院内で行動するというところでございます。

○武井委員

そうすると、消毒関係から含めまして、いずれにしてもこれは空気感染がされるということでマスクをしていると思うのですが、果たしてこれで完全に伝染病が防げるのかどうなのか。感染が防げるのかどうなのか。どうも医学的なことはわかりませんが、これは保健所でもどちらでもいいのですけれども、どうかご答弁願います。

○（保健所）廣田主幹

院内感染ということが数年前から言われるようになって、保健所では、医療監視あるいは病院監視という形で、毎年、保健所が立入りいたしまして見せていただいております。病院については、感染症対策委員会をつくって、

感染症に対するマニュアルを備え、院内感染というようなことが起きないように指導をしております。また、特に結核病棟を持つ小樽病院についても、そのことを確認しております。そのようなマニュアルを配るということを確認しております。

○武井委員

樽病にお伺いしますが、呼吸器系統の方と、結核病患者と認定された人たちと、同じ病棟にいるようだけれども、今事務局長からのお言葉を聞きましたが、これは大丈夫なのでしょうか。

○（樽病）事務局長

先ほど申し上げました43床のベットを用意してございまして、症状によりましては、1人部屋、2人部屋、6人部屋とございますので、その症状によりましては、病室自体は、隔離といいますか、そういう形で管理してございますし、今、保健所の廣田ドクターが申し上げましたように、感染することについてのマニュアルがございまして、いわゆる器具だとか、そういったものについては完全消毒でやっておりますし、出歩く場合については特殊なフィルターつきのマスクをしてございますので、患者同士の接点というのは、今言った症状に応じて6の1病棟で隔離してございます。現状はそうになっております。

○武井委員

僕らが小さいとき、結核を患ったとか、よく俗に肺病だと言われると、もうもちろん一緒にはさせられないし、今はもう病気ではないような、非常に、手術すれば完治するような状況です。

しかし、それだけに非常に危険なのは、病原そのものは変わっていないわけですから、ぜひとも、一般患者との関係も含めて、伝染病対策は念には念を入れてやっていただきたいと、こういうふうに思います。これは答弁は要りませんが、よろしく一つお願いします。忘れたころにやってきますので。

◎廃乾電池回収事業について

次は、環境部廃棄物対策課にちょっとお伺いをしたいのです。

廃乾電池回収事業ということが資料に載っていますけれども、3,375キログラム、4万3,380個回収した、こう記載されています。

私は、今、乾電池を市民が利用している個数は何ほど、概略でも結構ですからお答えください。

○（環境）廃棄物対策課長

市民が乾電池を利用している数量なのですけれども、私どもとしては一度も調査をしたことがない現状なのです。それで、仮にそういう形で試算をちょっとしてみたのですけれども、1家庭で5個排出したとして、それに世帯数を乗じて、市内全体の消費量というのが、32万5,000という形の中で試算してみました。それで試算しますと、平成12年度までのリサイクル率なのですけれども、約14パーセントという形では試算されております。でも、この数字が正しいかどうかは定かではないのですけれども、一つは仮定としてやってみた場合にはこういう形になっております。

○武井委員

乾電池、水銀含有物の処理、これが非常に軽視されているのです。課長は、今、1世帯で大体5個ぐらいだろうという言い方をしましたが、私の家は10個以上使っています。今の子供のおもちゃなんかは、乾電池を入れれば、どうしても動くようなのが非常に増えているのです。あれは時計からレンジからポータブルストーブから、もちろん懐中電灯から、普通の置き時計なんかもみんなそうなのですが、これは5個といったら、相当に非文化的な生活をしているのではないかと私は思うのです。もし10個だというふうに言ったら、50万個です。その50万個のうちの4万3,000個しか回収していないのです。これは、非常に廃棄物処理だ何だかんだでいろいろ力が入っていますが、対策室も夜まで皆さんは一生懸命努力していますけれども。しかし、これは、非常に隠れているといいますか、見逃している大きな原因ではないかという気がするのです。4万3,000では、それは50万個の1パーセントも集めて

いないわけです。ですから、これは、ぜひとももう少し努力を重ねていただかないと、大変なことになると私は思います。

ところで、今4万 3,880個回収したそうですが、この処理はどうしているのかということと、1個の処理料は幾らになりますか。

○（環境）廃棄物対策課長

廃乾電池の処理方法についてであります。現在は、第2、第4の燃えないごみの日に、乾電池だけを入れた別袋に資源物として収集しております。その資源物につきましては、伍助沢のストックヤードにドラム缶ですね。失礼しました。ドラム缶に、ある一定の量がたまったときに、留辺蘂にありますイトムカの工業所の方に分配しましてリサイクル化しております。

1個当たりの処理料金ですが、13年度予算から試算してみました。そういう中では、1個当たりの処理料金は約8円ということでございます。

○武井委員

これは、大体10年前ぐらいと値段は変わっていないのです。私は、前に、昭和60年かそのあたりに代表質問したのです。その中の数も、値段も、変わっていないのです。だから、そういう意味では今非常に安くなったと思っています。

いずれにしても、乾電池は、一生懸命に皆さんがああいうマニュアルなんかをつくって各家庭にも配っていただいています。家庭にもそういうマニュアルを送って協力と呼びかけていますが、当然、業者にもこれは責任が課せられているはず。業者にどのような対応をしているか、お答えください。

○（環境）廃棄物対策課長

業者に、電池の関係のPRといいますか、指導といいますか、どういうことをしているかという点につきましては、現在、家庭から排出される廃乾電池は、通常の筒型の電池だけでございます。業者に対するそのような形で電池の回収に関する依頼ですが、昭和59年度に、ニッカド電池やボタン電池については、最寄りの販売店あるいは協力店で回収するようという形で市民にPRしていることを業者に指導いたしまして、また業者におきましても、それらに対してきちんとリサイクル分とするようという形ではPRしております。

○武井委員

課長の方で試算しただけでも、パーセンテージは本当にわずかなのですが、そうしますと32万 5,000個、試算すればそうだと思います。4万 3,000個ですから、あとの残ったのはどこへ行ったのかということになるわけです。私は、これは一般のごみの中に紛れ込んでいるのではないかと思います。したがって、今は透明の袋になりましたけれども、袋の中で見つかったらどういう扱い方をしていますか。点検をしているのですか。

○（環境）廃棄物対策課長

一般のごみの中に廃乾電池が見つかった場合についてでございますが、現状の中では、先ほど説明いたしましたけれども、資源物という扱いで、別の袋に資源物の収集日に出すように指導をしている状況の中から、燃やさないごみの日に混入している場合がありますが、それは資源物として扱って収集はしないで、そのままパッカー車等に積み込みして処理しているところでございます。

○（環境）五十嵐主幹

ただいまの乾電池の件なのですが、収集日でない日に出てきたものについては、補正収集でもって、それがわかった場合、車のわきや中におきまして、桃内の処分場の入口にドラム缶の小さいものを置いていまして、回収しています。

○武井委員

いずれにしても、私は乾電池を取り上げましたけれども、言いたいことは水銀含有物のことを言っているわけで、

したがって、蛍光灯なり、鏡なり、あるいは今申し上げました乾電池なり、これらの取扱いについて、市、環境部としては、取組みが非常におくれていると思います。よそあたりはまだまだ厳しいやり方をしていますが、これから、こういう水銀含有物に対してどのような考え方を持って処理するか、部長、答弁してください。

○環境部長

廃乾電池の処理についてですけれども、まず、廃乾電池だけに限らず、ごみの処理というのは、基本的に排出する一般の住民のモラルといいますか、意識というのが大事だ、こういうことです。そのために、我々は、いろいろな手段といいますか、啓発をしていることなのですから、小樽市の取組は手緩いというおしかりですけれども、我々としては、とにかく住民の方にきちんとこういうものを守っていただくということが、一番早い道だと思っていますので、今後についても、啓発をより一層高めまして、住民の方々の協力を求めているということで進めていきたいということが一番大事だと思っています。そのように進めていきたいと思っています。

○武井委員

これから、モデル地区のごみの回収なんかもして、取組もしているわけですから、それらの中にも、これらの取組方をぜひ、確かに医者さんの針だとかなんとか、あれは相当認識を持っているようでも、今の乾電池は、今報告があったように、まだその実数さえわかっていないという状況ですから、ぜひとも取組方をお願いしたい、こう思います。

○放課後児童クラブについて

次は、社会教育課と市民部との関連が出てくるのですが、私は苦言を呈したいと思っているのです。12年度の事務執行状況説明書、これを見ますと、私は、最初は、この137ページの放課後児童クラブの問題を、ここで、この408名の方々のものを見せてもらって勉強をしてきました。

ところが、これはそうではないのです。44ページにも市民部の関係で載っているのです。こういうふうに、教育委員会の所管と市民部の所管で数字が出ているのですが、しかも、教育委員会の方は各学校別に数が出ているのです。ところが、市民部の方は、十把一からげで4,303名というふうにぼんと出ているのです。これは、4,303名だったら、学校別にこの数を言いなさいと聞いたら、言えますか。

○（市民）青少年女性室長

実は、今日はちょっと今その資料を持ってきていませんけれども、勤労女性センターで行っております放課後児童クラブについては、花園、稲穂、堺小学校の子供たちを扱っています。それで、この数字は実際にはあります。ただ、今私の方で持ってきていないので、それぞれ学校別にお答えできません。

○武井委員

それは、銭函も塩谷も入っているのです、市民部の方には。今述べなかったけれども、それはわかっている。けれども、私はこの学校を、それでは聞きますが、この放課後児童クラブの目的とその趣旨といいますか、効果は何をねらっているか、教育委員会に。

○（教育）社会教育課長

目的と趣旨、何をねらっているかということでございますが、これは児童福祉法に位置づけられておりまして、児童福祉法6条の2の6号に定める放課後健全育成事業として開始する放課後児童クラブと、これは小学校1年生から3年生までの児童をお預かりする、そういった事業でございます。

○武井委員

そういうことで、健全化を目的としているにもかかわらず、137ページを見ると、今の生徒さんは、小学校は7,059名いるのです。7,059名のうち、学校別に見て、ここで408名と。随分少ないと思ったら、今言ったこちらの方に4,303というのがある。しかし、学校別にはわからない。こちらの方の学校の方を見たら、したがって、しょうがないから、学校の方を見て言うのですけれども、この目的を達成するために、非常に多いところは54名、408名

中54名やっているのです。ないところはたったの8名なのです。これは、生徒数の関係もあると思いますけれども、あまりにも差が大きいのではないかな。

したがって、そういう指導方なんかは、ひずみ、差、これらを何とかその目的へ向けて、確かに今は塾へ行くとか、いろいろな問題等々があって、なかなか難しい部分が父兄から出ていますけれども、何とかそういう健全育成を目的とした生徒の指導ですから、ぜひともそういう方向に持って行ってほしい。

けれども、今、私は最低8名だと言ったけれども、今の放課後のこちらの方に、勤労女性センターの方で扱っている中に、こちらの方の8名の部分が何名入っているのかわからないので、ちょっと質問をするにも困っているのですよ。

したがって、私が言いたいのは、もうこの質問はやめますけれども、今後、これは連携をとって、この社会教育部なら社会教育部、そして勤労女性センターなら女性センターで緊密な一つ連携をとっていただいて、そして統計も我々が見てわかるような方法をとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○社会教育部長

放課後児童クラブの関係でございますけれども、武井委員がお話のこの事業は、市民部、福祉部、社会教育部という3部局で現に進められております。それで、行革の推進ということの中にもあるのですが、平成13年の4月1日から、当面、窓口を社会教育部ということで、私どもの方でこの事務をやっているとして、私も、今この事務執行状況説明書を見ましたら、それぞれ一つの健全事業でございますけれども、その統計のとり方等、事務処理も含めてですけれども、ちょっと一様になってございません。ご指摘のとおりでございます。それで、この4月に窓口一元化の中で、担当課長、担当係長によります3部の事業の事務連絡会議というものを立ち上げておりますので、13年度以降の処理になりますけれども、これを統一して、見やすいように、できるだけ議員、市民の皆さんにわかるように、簡潔な表現でこの統計をとっていきたいと思っております。

それから、いろいろな事業のその学校、これは19校で開設をしております、あとはサービスセンターとか児童館でそれぞれ開設しておりますけれども、冒頭に言いましたように、今年から窓口の一元化を進めておりますので、事務処理なり事業の水準といいますか、取扱いについても、やはり一律といいますか、そういうことが一番望ましいわけでございますので、そういったことについて一つずつ一元化に努める、このように進めていきたいと思っております。

○武井委員

大変に前向きな答弁をいただきましたが、特に、この教育委員会の数は、延べ数ではないのですよね。ところが、この勤労女性センターの方は、恐らくこの4,303は延べ数ではないかと私は思っているのです。そうすると、これはまた、一方は延べ数、一方は実数ということになりますから、これらのことも含めて一つよく話し合いをした中でやっていただきたい。

○（市民）青少年女性室長

実は、10年度まで、勤労女性センターのほかに、もう一つ銭函の放課後児童クラブも私ども市民部で所管しております、今この銭函サービスセンターの2階でやっているのですけれども、これは社会教育の方に所管替えをいたしました。勤労女性センターについては、私どもの所管でございますけれども、今、委員がおっしゃったように、利用者数については延べ人数でございますので、先ほど社会教育部長からご答弁がありましたように、私ども市民部と、もう一つ福祉部もございますので、連携をとって、ここら辺の利用人数等についても調整を図っていききたい。このように考えております。

○武井委員

あと2分だそうですから、通告したのは割愛する部分もありますけれども、準備していたら申しわけないと思っています。

◎非常勤消防費の取扱いについて

それで、消防署にだけ聞いてやめます。

これは代表質問でやった問題もあって、これは今回ではないです。以前にやったことがあるものですから、非常勤消防費の取扱いなのですけれども、私たちが安心して眠れたり、あるいは日常生活をしているのも、消防署員はもちろんですが、この消防団の人たち、すなわちこの非常勤消防団の方々の功績が非常に大きいと、こう思っています。

ところが、今回の管理費を決算書で見ますと、94万 9,422円しか持っていないのです。私は、これを何とか、やはりこの人たちの、例えば電気料だとか、会議を持つときの集会場の費用だとか、そういういろいろな管理経費、これを盛るべきだ、こういうふうに言ってきた経緯があります。たしか、そのときの市長も前向きな答弁があったのですが、今回の12年度の中を見る限りは、それが見当たりません。13年、これからはどういうふうな考え方が、あくまでもこの程度で、この線で突っ走るのかどうなのか、いかがですか。

○（消防）総務課長

今、委員から幾つかご指摘がございましたが、確かに、今年度の1定で、そのように市長からもご答弁申し上げました。

私どもといたしましては、確かに12年度の決算につきましては、今、委員がおっしゃったような管理的な経費について、例えば集会で町会の一部を借りているとか、あるいは個人から借りているとか、そういったところも使用料、賃借料などについては、12年度の決算で見てございませんですが、ただ、今年度、平成13年度の当初予算におきましては、管理経費といったものを加えまして、使用料・賃借料、それから小型動力ポンプのそれぞれの燃料費、それから各分隊の詰め所等の光熱費、これはガス、電気ですが、そういったものを全部含めまして今年度の当初予算で増額計上をしております。

○武井委員

終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は3時15分といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時15分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○北野委員

理事会で申し上げてありますが、私の質問は時間外としてください。

（「認めません」と呼ぶ者あり）

◎マイカルの財政再建について

木下監査委員にお尋ねします。

9日の本委員会の私の質問に対して、マイカルのテナントの預り金は再生債権とお答えになりましたが、これに相違ありませんね。

○木下監査委員

マイカルのことで答えたのは、監査委員としてでなく、あくまでも私見として申し上げたと思います。

今までの私の経験上、マイカルは業務委託という格好ですから、売上金額はマイカルのものであって、ただ、業務をテナントに委託していますよということになると、仕入れ代金という考え方もできるわけですね。

そういうことであれば、一応、仕入れ代金となると普通の債権でなかろうか、そういう格好でお答えしたわけですね。

○北野委員

佐藤利幸監査委員にも伺います。

今、木下監査委員がそういう考えを述べられましたけれども、マイカルのテナントがＯＢＣに預けているお金は、再生債権というお考えですか。

○佐藤監査委員

今、代表監査委員がるる私見として述べられておりましたが、私は、公認会計士でもございません。

○北野委員

いやいや、監査委員だからです。

○佐藤監査委員

監査委員といったって、小樽市の監査のことはいくらでもお答えいたしますけれども、詳細も知りませんので、この件に関しては、なかなか確信を持って答えることができません。

○北野委員

そうしたら、答えられないというのが佐藤監査委員の見解ですね。

○佐藤監査委員

そうです。

○北野委員

総務部総務課長に尋ねます。

昨夜と本日午前、あなたは、我が党議員に対して、マイカル、ＯＢＣの民事再生法に基づく東京地裁への申請と、同日、保全命令を出されたことを受け、事実上、ＯＢＣが倒産した。これを前提にした10月1日の古沢緊急質問が前提としているテナントの預り金は、再生債権に入らない可能性があるとの見解を伝えてきました。

これに間違いありませんね。

○（総務）総務課長

伝えてきたという言葉はちょっと正確ではないと思います。

私は、ちょっと経過を申し上げますと、古沢議員と話をしたのは、簡潔に答えますけれども、申し入れをしたということはありません。

○北野委員

預り金は再生債権でない可能性があるというふうにおっしゃったことは間違いありません。

そのところが肝心なことだよ、あんた。

○（総務）総務課長

再生債権に当たらない可能性があるというふうに言葉では、ちょっと言葉は正確に言い出せませんが、自分としては、そこまではっきり、再生債権であるかどうか分からないというふうなことで申し上げたと思います。

○北野委員

この総務課長の見解というのは、非常に重大なのです。あなたは、小樽市の法や条例に携わる最高責任者でしょう。そういうあなたが、古沢緊急質問の前提となっているテナントの預り金は再生債権でない可能性があるという

ことになれば、再生債権ということで前提にして質問した古沢質問並びに市長答弁、それを受けた９日の決算委員会で、私の市長あるいは監査委員とのやりとりの前提が全部崩れるのです。質問のやり直しをしなければならないですよ。

だから、私は、条例の最高責任者であるあなたが問題を投げかけたのですから、テナントの売上金が再生債権なのか、そうでないのか、法に基づいてはっきりさせてください。

お答えください。

○（総務）総務課長

私にはわかりません。

○北野委員

そういうふうに、自分で言ったことに対してわからないなんて逃げたってだめですよ。どうしてわからないのですか。あなたが言ったことは、根拠があるから言ったのでしょう。もっとほかのことだって言っているでしょう。だから根拠があると言いなさい。

○（総務）総務課長

私は、再生債権ではないと言うふうには、はっきり断言したわけではありません。

○北野委員

だから、そんなことは言っていないでしょう、私は。可能性があるという話をしたでしょう、あんたは。

○（総務）総務課長

ですから、それは、わからないということの話を言っているわけで、再生債権であれば、再生計画が認められる前に返されるということがあり得るのだろうか。実際には、そういったことも、実際にというのは、再生債権かどうかわかりませんが、そごうや長崎屋の場合にも同じような方式でやっている。

私は、預り金という話を聞いておまして、業務委託ということはちょっと詳しく知っておりませんが、そごうや長崎屋では、そういうことがあった。それがあったのはなぜだろうかというふうに考えまして、そもそも再生債権なのか、再生債権だけれども、特別な扱いで、再生計画が認められる前に返すことができるのか。そもそも再生債権ではないのか。そういった可能性があるのではないのだろうかという考え方があったものですから、わからないということを前提にしてお話をしました。

ですから、再生債権ではないという断言のもとに、市長の答弁だとか、古沢議員の質問だとかに影響を及ぼすようなことにはならないと思います。

○北野委員

そういうふうに、問題があればだんだんだんだん後退して、あなたの言っていることを低めようなんというのはだめですよ、そんなのは。あなたが言ったことだけは消えないのだから。

だから、民事再生法が施行されたのは、昨年４月ですか、５月ですか、春以降でしょう。法律は一つしかないのだから。だから、こういうＯＢＣに預けてある売上金が再生債権なのか、そうでないのかということははっきりしていると思うのですよ。どっちか、これははっきり教えてください。若干時間を与えておきますから。

それで、これに関して、これは総務部長に聞きますが、９月29日、ＯＢＣの債権者説明会が札幌で行われたけれども、小樽市からだれとだれが聞きに行きました。

○経済部長

経済部の松川次長並びに土木部の山田次長であります。

○北野委員

お二人に聞きますが、マイカルの代理人は、この売上金の預かりについて、質問が集中したのはこの１点ですから、これに対してどういう見解を述べられましたか。それぞれお答えください。

○土木部次長

私の認識といいますか、私の聞いた範囲では、売上金については原則として再生債権として扱われるでしょうと。

しかしながら、この法律自体が、昨年の４月からということで新しい法律なので、裁判所なり監督委員が、この預り金という考え方が一つあるので、法律自体は再生をするという意味合いでできている法律なので、その趣旨からいけば、一般的な再生債権というような扱いではなくて、皆さん方が再生されるような形で扱うように、私どもとしては、監督委員なり裁判所の方をお願いはしてある、こういうようなやりとりをしたというふうに記憶しています。

○経済部次長

ただいま山田次長の方からお話しございましたが、私も同様の理解をしてございます。

○北野委員

29日の説明会で、代理人は、こう答えているのですよ。

監督委員の、これは裁判所のですよ。監督委員の同意がなければ支払いできない。迷惑かけないように動く所存である。預り金という認識で動いていきたい、これは基本的にあなた方の見解と同じです。

だから、前提になっているのは、監督委員の同意がなければ支払いできないということが前提になっているのですよ。だけれども、テナントが困るし、何とか預り金を戻したいから、預り金という認識で裁判所の方にも交渉したいと、こういうことでしょう。

私の方の古沢委員は、この説明会を前提にして、売上金は再生債権に含まれるということで質問しているのですよ。

ところが、総務課長は、そうでないという疑問を提起したのですから、全然話が違ってくるのですよ。だから、どっちなのかはっきりしてください。今後のことにかかわりますから。

もし再生債権に含まれないということになったら、ＯＢＣはとんでもないことをやっていることになるのですよ。すぐ返すべき性質の金を凍結していることになるのですから。この責任だって問われるのです。だから、私は、大事な問題だからはっきりさせてくださいと言っているのです。

委員長、答えさせてください。

○（総務）総務課長

今、私は29日の経過も内容もわかりませんし、詳しいやりとりといいますか、29日の債権者集会の内容は全く承知しておりませんし、そのときの説明をどういうふうに法的に考えればいいのかもわかりませんし、法律そのものも、すべて隅から隅までわかっていて言っている話ではありませんので、どちらなのだと言われましても、私は答えられません。

○北野委員

答えられないようなことを無責任に言うというのは、とんでもない話ですが、しかし、あなたは、そういう疑問を投げかけるときは、いつも確信を持って言うのですよ。

事例を挙げますが、昨年の1定、市長を前にして、私は分権問題で、市民の権利や義務を規制するような要綱は、条例化すべきだというふうに言いましたら、そうでないということを言って、そういう要綱は間違っていると言って、諸先輩がつくってきた要綱は間違っているということをあなたは言い放ったでしょう、市長の前で。それくらいあなたは信念持って言う方だから、あなたの言うことを私は重く受け取ったのですよ。答えてください。わからないなんていうことで済まされる問題でないですから。

○（総務）総務課長

私が自信を持って言えるときには、そう言いません。自信がないから自信がないなりに、そういう気持ちがあるというふうに申し上げたわけで、もし、自信があれば公の場できちんと説明をして理解してもらえるようにやっ

たはずです。

○北野委員

それは、私が問題ですよと言ってから、あなたは、ずるずるずるずるとそういうところに逃げ込んで言っているのですよ。最初は確信を持って言っていたでしょう。答えてください。これ答えないということはだめですよ。次の質問に進めませんから。だめです。質問している側が言っているのですから。

○（総務）総務課長

先ほどから私が申し上げておりますけれども、確信があって、これは再生債権ではないというふうには言っておりません。

○北野委員

だれもそんなこと言っていないでしょう。どうしてそうやってゆがめるのさ。可能性あるというふうにあんた言ったんだよ。何言っているの。

だから、どっちなのかはっきりさせて、あなたは、どっちつかずの話だったのだから、問題提起は。だから、どっちなのかはっきりさせてくれと私が聞くのは当たり前でしょう。答えてください。

○（総務）総務課長

これも先ほどから申し上げていますように、私は、なぜ再生債権が、再建計画ができないうちに返されるのかというところに疑問が、疑問というか、自分がわからない部分があったものですから、それで、私はそういう部分がないというところで、可能性の大小はあるかもしれませんが、再生計画ができないうちに返されるものであれば、それは再生債権でない可能性もあるのではないだろうかということは申し上げました。

○北野委員

何ぼ逃げてでもだめですよ。あなは、新谷委員にわからないだろうからという前提で丁寧に説明して、あんたはメモまで私どもの部屋に置いていったんだよ。どっちの可能性があるかと。だから、私は、あなたが断定しているなんて言っていないですよ。正確に言っているでしょう。何だったらメモをみんなに配るかい。だから、私はどっちかはっきりさせてくれと。それによって質問は変わってくるのですから。はっきりさせてください。

委員長、答えないうちはだめですよ。委員長の責任で答えさせてください。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○大竹委員

今の議論を聞いていまして思うのですけれども、当然、小樽市の一総務課長として言える部分でないことについて今終始されていると思います。

そして今、当初、質問に当たりまして北野議員から、この問題については予算委員会の時間外にしてくれということは、おのずと、これは予算委員会に関連している問題でないということを認めたと思いますので、

（「決算」と呼ぶ者あり）

決算ですね。そういうようなことでありますので、決算に関することで物事を進めていっていただきたいと思います。

（「よし、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

○北野委員

答えてください。

○委員長

ただいま、決算に関しての質疑で推移をしていただきたいというお話がありました。

私ども理事会でも、その点について確認しているところであります。

また、課長のお話にも、答えられない、わからないということでもありますので、これ以上の答弁はいかがかとい

うふうには思っております。

北野委員は納得がいけないようでありますけれども、もう少し冷静に柔軟性を持って対応してください。

○北野委員

委員長、何言っているの。委員長、失礼な話するのではない。今の話は撤回しなさい。

○委員長

失礼な点は撤回いたします。

○北野委員

全面撤回しなさい。何を言っているの。

私は、あなたに再三議事裁きについては申し上げてありますよ。

○委員長

わかりました。

○北野委員

だから、今答えられないのだったら、法律に詳しい人がいっぱいいるのですから、去年からの民事再生法に基づいて、マイカルの実態に即して、これは再生債権に入るのか入らないのか、簡単な話なんだから、役所の知恵を集めればすぐ出るでしょう。明確に答えてください。

○市長

これは、緊急質問のときの松本（光）議員の質問にお答えしましたけれども、原則として再生債権となり、保全命令の対象になりますというふうに公式にお答えしていますので、それでご理解を願いたいと思います。

○北野委員

そうしたら、総務課長はどういう意図で、我が党の古沢質問の前提となっている再生債権というのは違う可能性があるということを申し上げていたのですか。

○（総務）総務課長

先ほど言いましたように、民事再生法で再生債権になったものについては、私は、再生計画が裁判所に認可されて、その計画に従って弁済されるというふうに理解しているものですから、これは間違っているかもしれませんが、その前に再生計画が認可される前に返されるものもある、それが一体何なのかなということでもってお話ししたその部分です。

○北野委員

納得いきませんね。

市長が本会議でも答弁している、あるいは、それを前提にして決算でもやりとりしたのですから、それに疑問を挟むことをあんたが提起したのですよ。だから、私は聞いているのです、どっちなのですかと。

さっき言った問題もあるわけですから、マイカルの責任が出てくるわけですから。あんた、簡単に、それ以外のことをしゃべっていないというような言い方をしているけれども、新谷議員や私にもいろいろ根拠を挙げて説明したでしょう。どうしてそういう根拠を持って説明したことに対して自信がないとかはっきりしていないとかと、だんだんだんだん後ずさりするの。

私は、古沢質問の前提が崩される、そういう重大な問題だと受け止めたのです、あんたの提起だから。だから、はっきりしてください。

だから、そごうとか長崎屋の例をあなたが出しているでしょう。そのとき、私も見解を言っておきましたよ。再生債権であっても再建計画ができない前であっても、テナントその他の事情を考えて裁判所と合議して支払うということもある得るのですよ。そういうケースなのか、それとも再生債権に含まれないというので返したのかどっちなのか。あんたが具体的にそごう・長崎屋といって持ち出したのだから、答える責任があるでしょう。答えてくだ

さい。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○大竹委員

今の答弁、市長からの答弁も聞いておりますけれども、総務課長と市長の関係ということを考えますと、市長が今、公式な場で見解という形で、売上金は再生債権であるというように答えている以上、この問題について総務課長に対して質問しても、それ以上のものは出てこないと思いますので、この決算特別委員会が正常な形で進むように議事を仕切っていただきたい思います。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○北野委員

さっきから言葉が過ぎるんだ、大竹君、あんたは。

何が正常か、正常でないか、考えてみてちょうだい。

市長がそういうふうに答弁されたという前提に立って、私は聞いているのですから。だから、簡単な話でしょう。どっちなのかはっきりしてくれと言っているのだから。

委員長、答えさせて。だめだ、そんなことは。

（「委員長、議事進行のことをちゃんとしないと」と呼ぶ者あり）

○委員長

議事進行に当たりまして、市長の答弁と課長の答弁が、

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○佐野委員

話がわけわからなくなっちゃっているのだけれども、これは昼からの理事会の話の延長をやっているわけ。

市長が本会議で古沢さんの質問なんかにも、預り金は再生債権だということを言ったと。それに対して、総務課長が共産党の部屋に来て、そごうや長崎屋の例からいって、これからはわからないけれども、もしかしたそういうことだってあるかもしれないみたいな話をしたことの一つをとらえて、総務課長がそういう発言したのだから重大だ、疑義だと。市長の話と合わないという、基本的に全然違う話をやっているわけ。それで、こういうふうにして冒頭でやっているのだけれども、今、まさに大竹さんが言ったように、代表質問で市長答弁との違いがはっきりしているわけだから、総務課長がやっても、公の席でも何でもなし話。それを重大だとか何とかと言って問題にする方がおかしい話なんだから、委員長、きちんとやらなければだめですよ、こういう話は。

○委員長

ただいま、議事進行に当たりまして佐野委員からお話がありました総務課長の発言は、そういう状況の中での話でありますので、あくまでも市長のお話によるものというふうに進めてまいります。

○北野委員

委員長、そんなことを勝手にやったってだめ。質問しているのは、私なのだから。私は、市長の話は答弁でちゃんと聞いているのですから。答えさせてください。

（「答えようがないでしょう、裁判官じゃあるまいし」と呼ぶ者あり）

いやいや、一般論からいったって、どっちなのかはっきりさせろという質問が出たら、答える必要はあるでしょう。

（「裁判所の判断を課長がしゃべれるわけがないでしょうが、常識的な話をすれば」と呼ぶ者あり）
裁判所でないんだ、法律なんだから。

（「法律だってそうでしょう」と呼び、その他発言する者あり）

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○北野委員

佐野委員と大竹委員がいろいろと不規則発言やっていますけれども、

（「自分だってやっているのじゃない」と呼び、その他発言する者あり）

しかし、今大事なことを二人から言われたからはっきり言っておきますけれども、私ども共産党は、私を含めて理事者ともいろいろ話合いをしますが、内緒にしてくれとか、これは質問をとどめてくれとか、さまざまなやりとりはありますよ。そういう約束したときは、ちゃんと約束を守っていますから。

しかし、今度の問題は、我が党の古沢議員の代表質問の前提にかかわる問題、これが崩れる問題ですから、私は聞いているのです。この経過をあれこれ抜いたって、どっちなのだということは当たり前の話でしょう。再生債権に含まれるのか含まれないのか、あなたが言い出したのだから、はっきり答えてください。

○（総務）総務課長

市長が本会議場で小樽市を代表して答弁したわけですから、小樽市の考え方としては、再生債権に含まれる。

私が共産党控室で話をしたのは、あくまでもプライベートな立場で、私はちょっとわからないという、わからないというか、そういう言葉を使ったかどうかわかりませんが、自分としてはどうもわからないなど。どうして再生債権なのに返せるのかなというようなことを言ったと思いますけれども、私は、あくまでもプライベートな自分自身の疑問ということも含めて話をして、それが、今おっしゃるように、市長が再生債権と言っているのに違うのかと言われましても、これは市長が答弁して再生債権だと言っているわけですから、小樽市の考え方としては、再生債権だということにしかならないだろうと思います。

○北野委員

議事進行だよ。

あなたは、そういう市長の本会議での答弁と私の決算のやりとりを前提にして言いに来たのですよ。そのときに、私見だとか、私はわからないとか、そんな言葉なんか使っていないですよ。ここにメモがあるけれども。中には断定した言い方だと書いてあるでしょう。よくわからないということで、新谷さんにちゃんと説明して、これは違いますよということを言っていたのでないの。だから、私は受け止めたのです。私にも同じことを言ったのですよ。そんなことを言ったってだめです。

市長の答弁をくぐってから、市長は、今改めて答弁をいたしましたけれども、本会議と同じ答弁なのですから。その本会議の答弁を受けて疑問投げかけられたわけだから、かけられた私たちとしては、そうしたら、古沢質問は間違っていたのかということを考えざるを得ないでしょう。

（「個人的見解で言ったのでしょうか」と呼ぶ者あり）

そういうのは個人的見解でも何でもありません。だめですよ、答えてください。

○（総務）総務課長

私は、そういう断定的に、市長の答弁が間違っているとか、あるいは古沢議員の質問がおかしかったとかということは言っておりません。

私が、先ほどから言っていますように、私自身が、マイカルの今回の状況は、どういった契約になっているのか、共産党の議員さんほか、おっしゃっている預り金というのがどういう性格のものかよくわからないわけですし、また、債権者集会にも出ているわけでありませんので、どんな説明をされているかわからない。要するに、私は、すべての情報を持った上で、なおかつ、専門的な知識を持ってどうこう言っているわけじゃありませんから、そのメモにあるのは、あくまでも私の説明の上で、こうこうこうだという説明をして、メモにあること、すべてをそのとおり言ったと、それ以外のことを何も言っていないという話ではありませんから、説明するときに図を書いたり、私は、こう思うというようなことでもって話をしあって、一貫して言っているのは、私は、わからないというよりも、そういう疑問が私自身にあるのだということをもって話をしておりますので、ただいま北野委員がおっしゃ

ったような、古沢議員の質問がおかしいとか、市長の答弁が間違っているとか、そういったような観点では一切話をしておりません。

○北野委員

あなたは、確かに、市長の答弁が間違っているなんという表現は使っていません。それはちゃんと保証しますから。

しかし、古沢緊急質問の前提となっている再生債権という認識については、これは疑問があると言っているのですよ、私に一番最初に。そうしたら、私は、同僚議員としてどう受け止めますか。そうしたら一体、古沢議員の質問の前提になっているＯＢＣの29日の債権者への説明会でのＯＢＣの代理人の説明、それ以降はいろいろありますから、だから、私は、法律は、解釈は一つなのですから、どうでもいいという解釈は成り立たないのです。

民事再生法でいったら、マイカルの売上金、テナントの預り金はどっちに入るのかということだけをはっきりさせてください。

この質問に対するあなた方の答えは、今後のマイカル問題、ずっと質問の前提になる問題だからはっきりしてくれと言っているのですから、このことがあるかないかは別にして、民事再生法という法律はあるのだから、その解釈は一つですよ。どっちなのかということだけははっきりさせてください。

委員長、私の言っていることわかるでしょう。そうしたら答えさせてください。

（「何回も答えているでしょう」と呼ぶ者あり）

何を言っているんだ。答えになっていないんだ。答えなさい。だめだよ、そんなの。

○（総務）総務課長

古沢議員とのやりとりは、これはおとといの話だと思いますけれども、古沢議員の質問の中で、あれは小樽の説明会でしょうか、その中で、預り金は、できるだけ返すようにしたいという弁護士の話があったという言葉がありまして、私、先ほども申し上げましたけれども、仮にすべてが再生債権である、市長がそう答えていますが、再生債権だということになると、再生計画が認可される前に再生債権というのは弁済できないというふうに思っているわけです。

それは、先ほど北野委員が言っていた、再生債権でも再生計画が認められる前に弁済ができるのだということは私は知りませんが、そういうことがあるのかもしれない。

しかし、私は、けさ北野委員からそういうふうに話があったわけで、昨日までは、そういうことを考えておりませんでした。

再生債権はあくまでも再生計画にのっとって、したがって再生計画が認可されるまでは凍結されるというふうに思っていたものですから、弁護士が再生計画ができる前に返すという、それが何を意味しているのだろうかという疑問はあったわけです。

そして、そこで自分なりに考えたことが、もしかすると再生債権の外にある債権といいますか、あるいは債権そのものでないのか、そういったことも考えられるのではないだろうかということを申し上げたわけでありまして、古沢議員の質問を根底から覆すとか、言っていることが違うとかということを申し上げたわけではありません。

○北野委員

私が聞いているのはそういうことではないのです。あなたが一理事者として、法の解釈について、いろいろ発見的に物事を思考されるのは自由ですよ。そういう見解を述べられるのも自由です。

私が聞いているのは、民事再生法という法律のもとで、今回のＯＢＣの預かっているテナントの売上金が再生債権に入るのか入らないのか、法律に照らしてどうなのですか、これを答えてほしいということを言っているだけです。委員長、答えさせてください。だめです、こういうのは。

○（総務）総務課長

預り金が再生債権に入るのか入らないのかということになりますと、本会議場での市長の答弁あるいは経済部、あるいは、そのほかの方たちの答弁からでも入ると言っておりますので、そういうふうになるだろうと思います。

○北野委員

あなたが私に言った問題提起は、どういうことで理解すればいいの。私は、古沢質問の前提になっているのは違うよと、こういう解釈の違いもあるのだよということを提起したのだと思っているのですよ。あなたが冒頭言ったのはそれしかないのだから。何を言っているの。

だから、それを今になって、委員会で取り上げるからといって、あなたの見解はどんどんどんどん後退させて、どっかに逃げ込むというようなことはだめですよ。今後のことにかかわることだから、ちゃんとしてください。

（「委員長、委員として」と呼ぶ者あり）

○副委員長

副委員長だから言わなかったのですけれども、言ったか言わないかと言ったって、議事録もなければ何もない。本委員会でしゃべったのは、それは私たちは聞いていますからわかりますよ。よそでしゃべったものを、言ったか言わないかを二人でもってやったって、どうしようもないことだよ。

そして、市長が最終的に答弁をすれば、それがまた、この委員会の理事者の中での答弁が正しいというふうに理解するのが普通でないかと思う。

今、課長のことを理事者と言いましたけれども、課長が別室でもって、どこかでしゃべったときに、私は私見だけれども、そういうような立場を離れてしゃべったとも言っているわけですし、ですから、これは市長答弁が最終的な答弁という立場を踏まえて議事を進めてください。

○委員長

ただいま武井委員のお話がありましたように、市長の答弁が正式答弁というふうに認識をして進めたいと思います。

○北野委員

委員長、それがもし違っているということになったらどういうことになるの。だから、責任を持って、今後の運営に当たるのだから、市の理事者が間違いないと。ＯＢＣの権利関係、複雑なことは木下監査委員が冒頭申しされましたよ。そういう実態を踏まえて、改めて正式な見解を述べてください。当然、責任を持って答えることは必要でしょう。今後のマイカル問題の審議の土台になるのですから。

○市長

改めて申し上げます。

これは、29日の債権者説明会で弁護士が言っておりますけれども、私どもも、その弁護士の見解が正しいと思いますけれども、売上げの預り金については、原則として再生債権と扱われて、当面、弁済は難しいだろうと。しかし、債権者に迷惑はかけられないので、迷惑をかけない方法について監督員なり裁判所と協議して、できるだけ返済できるようにしていきたいと。

さらに、法律ができて日も浅くて、法律家でもわからない部分があるのだということで、その都度、協議して解決をしていきたい、こういうふうに言っておりますので、このようなご理解を願いたいと思います。

○北野委員

そういうことは、経済部の方で行って聞いた方ですね、山田さんと松川さんは自分の胸にしまっておいたわけではないでしょう。ちゃんと上司にそれぞれ報告したのでしょうか。

だから、その上に立って、なおかつ、法律なり条例を統括する総務課長から、我々が質問にかかわっての疑問を投げかけられたのだから、クエスチョンマークは取れませんからね。

○市長

ただ、先ほど言いましたとおり、原則としては、当面弁済は難しいといえますから、再生債権ですから、宮腰課長が言ったのも、ある面でも間違っていないと思います。

○北野委員

市長が改めて答弁されましたから、私も重く受け止めて、これは、これとどめたいと思うのですが、今までのやつは時間外ですからね。

（「だめだめ、だめだよ」と呼び、その他発言する者多し）

何を言っているの。そういうことを前提にして、私は、この問題について納得しますから、そうでないのだったら質問を続けるよ。

（「ストップウォッチしっかり押しといてくれ」と発言する者あり）

だめだ、そんなの。そういう議事運びをするんならだめだ。

◎マイカル関連の市税について

ここから改めて正規の質問に入りますから、いいですか。

財政部に聞きます。

先日９日の質問で明らかになったように、マイカル関連の市税の１期・２期の納期の済んだ未納、それから、１２年度決算にかかわる滞納繰越し並びに不納欠損処理、これについては、マイカル関係の件数も金額もお知らせできないという答弁でした。法律上、条例上の根拠を示してお答えください。

○財政部長

細かいところでの法的なものというものはございませんけれども、私どもは、公務員として守秘義務という中で、この問題に関して不利益を被るようなことが起こり得ることについては、お話を申し上げることができません、こういうふうに申し上げた次第でございます。

○北野委員

そうしたら、有利になることは守秘義務であってもしゃべるの。

○財政部長

有利、不利とかという問題ではなくて、お話し申し上げていますので、私ども、一応マイカル地区での収入としての数字というのは、別に有利、不利で申し上げているのではなくて、それをお話することによっても別にそこに利益は生じないだろうと思います。

しかし、滞納件数であるとか、滞納額であるとか、そういうものをお話するというものは、さらすわけですから、そういう面で私は申し上げているわけでございます。

○北野委員

部長、それはずるいよ。私は、はっきりと政治的見解を述べて聞いているのですから。私どもは頼まれもしないのに、そのことについては、あんた方が言い出してきたのでしょう。だから、築港再開発地区からの市税収入の件数、金額は、議会に示されているのですよ。それならば、マイナス面の方はどうして示されないのか、法的根拠、条例上の根拠、私は、単に守秘義務ということだけでおっしゃるのでは納得はいかないのですよ。同じレールの問題ですよ。右に行く者はいい、左へ行く者はだめだ、こういうことでしょう。言ってください。

○財政部長

先ほども申し上げていますように、税の関係については、当然、地方税法の中で知り得たものは守秘義務があるという形になっていますので、ですから、そういう中でお話し申し上げているわけです。

○北野委員

そうしたら、地方税法の中で知り得た築港地区の市税の収入の額、件数を議会に答弁している、あるいは報告しているというのは、これはどういうふうに理解すればいいのですか。

○財政部長

それは、全体で申し上げてオープンにしているわけですから、そういう築港地区の財政効果なりというものがどれだけあるかということも、これは市民に知らしめるべきであって、それはそういう形でお話し申し上げているので、滞納という部分は、それは全く業者にとっての不利益といいますか、納税者の不利益にかかわるものですから、これはお話し申し上げるわけにはいかないということでございます。

○北野委員

それはおかしいよ。同じレールの話でしょう。

簡単にいえば、マイカルを誘致し、推進した側にとって有利なことは幾らでも守秘義務で知り得た情報を提供して、これだけの効果がありますと、大いに宣伝する。

ところが、マイカル倒産に当たって、それが果たして保証されるのかという疑問が出てくるわけですから、そちらの方はいかがでしょうかと聞くのは当たり前でしょう。守秘義務、守秘義務ということで、どうして答えないのですか。

自分らに有利なことは、守秘義務で知り得た情報を公にするけれども、不利なことはしゃべらんと、業者を盾にして。

あなた方の有利だ有利だということになると、マイカルでもって影響している方にとってはマイナスのことなのですからね。両面があるのですよ。マイカルの営業で打撃を受けた業者だっていっぱいいるでしょう。だから、そういうことがあるにもかかわらず、あなた方は有利な面としておっしゃったのだから、マイナスの面も守秘義務を盾にしてしゃべらぬというのは、公平な対応ではないというふうに思うのでよ。いかがですか。

○財政部長

今までも申し上げていますので、そういう滞納だとかについては申し上げるわけにはまいりません。

○北野委員

これは、結局マイカルを誘致した、そういう有利なことを市民に知らせようという賛成した側の動機からは、守秘義務にかかわらず知り得た情報を公にして大いに宣伝すると。倒産を前にして、今度はマイナスの面に多くの市民が関心を持つと、守秘義務ですと言って口をつぐむというのは、これは公平な態度でないと思います。これはマイカルの味方をやっているのと同じだということは強く指摘しておきます。

ところで、この間の私の質問以降、10月10日の読売新聞で、固定資産税の問題について、固定資産税とは限りませんけれども、OBCの広報担当は、2回までは納入しているが、今後の方針は決まっておらず、市に相談する可能性もあるということが報道されているのです。

これは新聞記事を見たでしょう。マイカルは、今せつないから、3期分、4期分は待ってくれということを市に相談するということなのです。そういうことを新聞報道で語っているのです。部長、困るでしょう。

○財政部長

新聞がどういう観点で書いたのかわかりませんが、私どもは一切関知していないわけでございます。

○北野委員

もちろん、あんたが関知したら困るでしょう。

こういう新聞報道を見たら、心配だったら、すぐOBCに電話をかけるなり、会いにいった確認しなければならないでしょう。こういうことを聞いたと。これは重大なことだと。小樽市はちゃんと市税収入で11億何がしを見込んでいるわけでしょう。そのうちの少なくとも3億8,850万円は入らない可能性が浮き彫りになったのだから、確認しなければならないでしょう。ここまで具体的になっているのですよ。報道されているのですよ。それでも何の関心も払わないの。どうなのですか。

○財政部長

先ほど来申し上げていますように、そういう税の納税交渉等も含めて、そういうものに関しては、法に基づいてやっていますので、ここで詳細について、やっているだとかやっていないとか、いろんなことも含めてお話するわけにはまいりません。

○北野委員

ただ、この部分については、この間もあなた方の答弁で明らかになったけれども、結局、倒産した会社からもらえない事態が相当出ていると。あるいは現に生きた営業をしていますが、滞納あるいは不納欠損処理をしているということなのですから、金額が大きいから心配するのは当然ですからね。これについては、部長が言うように、税金の納入については、諸般の手续がありますから、それに基づいて職員として対応するというのは当然ですよ。金額が大きいので、これは本当かと、記事の真意を確かめることぐらいやったっていいんでないの。そんなことも納税者に対する権利の侵害になるの。

○財政部長

先ほどからお話ししていますように、そういう納税交渉について、ここで申し上げるわけにはまいらないということで、お話し申し上げているわけでございます。

○北野委員

委員長、次に中島委員に移します。

○委員長

20分を経過しておりますので、念のために申し上げます。

○中島委員

◎青果物卸売市場の問題について

3点ほど質問いたします。

青果物卸売市場の問題ですけれども、先ほど、他の会派から質問がありました。

私、資料要求しておりましたので、年度別の青果物取扱高の平成3年度から12年度までお手元にあると思います。

ご存じのとおり、数量から見ましても、3万7,600トンから2万3,000トンに減少、金額も79億から45億と年々取扱高・金額ともに減少の一途をたどっております。一般会計の繰入金も見たとおりになっています。それで、この減少傾向についてどのように判断されているか、まずお聞かせください。

○（経済）青果卸売市場長

取扱高の減少の原因でございますが、まず、一つには、先ほど申しましたように、市場外流通が増加している、生産者とスーパー、量販店が市場を通さないで直接取引をしている、こうことが減少につながっていると思います。

2つ目としましては、天候によりまして品質が低下する、または品不足となるということも言えようかと思えます。

12年度の状況で申しますと、冷夏、長雨による品質低下、それから果物が糖度不足、それから秋では日照不足と長雨、こういうことで同じく品質低下。それから、本州では、今年、年が明けまして大雪と寒波に見舞われまして品不足となりました。こういうことも減少の理由かと思えます。

それから、三つ目といたしましては、食生活の変化が挙げられると思います。

材料を買いまして調理するということから、今、コンビニだとかスーパーに行きますと、できたものが売っておりますし、また、デパートの地下食品売場が盛況化している。それから、表で食事をする傾向が増えております。

このように、材料を買って調理するということではなくて、できたものを買って食べるとか、生活の豊さを求めるということだと思いますけれども、外での食事が多くなった、こういうことが挙げられております。

それからもう1点、景気の低迷による消費の冷込みということがあられるかと思えます。

現在、物が売れない、高い物が売れないという時代でございまして、表にもあるように、やはり単価が下降している。こういうもろもろのことから取扱高が減少している、こういうふうに分析しております。

それから、一般会計の繰入金につきましては、平成３年度から繰入れしてもらっているところでございますが、取扱高の減少が市場使用料の減少、それから、平成５年度から施設維持補修費が加わって増加してきたと、こういうことで一般会計の繰入金も増えてきた、こういうことでございます。

○中島委員

経営改善のために、このような状況があるわけですから、具体的にどんな対応をして努力してきたのか。今後の見通しとしてはどのように考えているのか、お聞かせください。

○（経済）青果卸売市場長

昨年の今ごろ、道内の全道市場長会議ということで出席をいたしまして、各市場の場長さんにいろいろお話を聞きました。

ほかの市場におきましても、取扱高が減少して、なかなか具体的な案がないということで、お話を聞いてございます。

卸売業者につきましても、現在、何とか売上げの増加を図るということで、生産者、それから出荷者への集荷、荷物を集める特例にセールスに出向いていく、そういうことでいろいろ対策を講じているところでございます。

○中島委員

21世紀プランが、卸売市場の機能強化、取扱量や品種構成、輸送方法など、計画的な整備を図る、取扱品の需要動向を把握する情報システムの整備、こういうふうに書かれてありますね。これらについて、どのような取組みを進めているのか、この点はどうですか。

○（経済）青果卸売市場長

市場機能を確保するため、計画的な整備ということでございますが、青果市場の卸売場、冷蔵庫、倉庫、それから駐車場などを機能ということでとらえておりまして、これらの機能が果たせば卸売業務が円滑になるということでございますので、先ほど申しましたように、平成５年度から計画的に施設の整備を図っているところでございます。

それから、市場取引方法についての研究でございますが、一昨年、卸売市場法が改正になりまして、取引の方法が競り原則から、相対取引が競りと同等扱いということで変わりまして、卸売市場法の改正に伴いまして、昨年、市の業務条例を改正いたしました。そういうことが研究方法についての研修ということで進めてきたところでございます。

それから、市場取扱品の需給動向を把握するなど、情報システムの整備を図るという点につきましては、これは主に卸売業者が取り組んでいるところでございますが、需要と供給のバランスを考えながら、取扱品の増減などを図って、現在、卸売業務の指導、また、市が開設している他市の市場の情報なんかを把握しまして、卸売業者と一体となって、このようなことを進めているところでございます。

○中島委員

聞く限りは、これといった対策という内容には聞こえませんが、先ほどのお話では買受人も減少しているというお話でした。

小樽の卸売業者は樽一社が引き受けていますが、経営も大変困難だといううわさをちまたで聞いております。

樽一の経営の問題についてはどういう状況か、簡単にお答えください。

○経済部次長

樽一の受入れ状況についてでございますが、先ほど場長からも答弁を申し上げましたように、この市場を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがございまして、卸売会社でございます樽一の経営にも、それなりの影響が及

んでおるといふ状況でございまして、正直に申し上げまして、平成11年度は約 2,000万、それから、平成12年度は約 7,000万ほどの赤字という形で計上してございまして、これにつきましては、それぞれ内部保留金を充当して対応してきたのですが、今年度につきましては、この内部保留金も残り少なくなってきたとございまして、極めて厳しい経営状況になっていることは認識してございます。

ただ、樽一といたしましても、そういった状況を踏まえまして、これまでも役員報酬の一部削減ですとか、経費の節減に努める一方、仲卸業者の方にも協力を求めまして、本年の４月からは、完納奨励金を 0.3パーセント下げていただくというようなことで努力してございまして、何とか、今年度は赤字決算にはならないようにということで今努力をしている最中とございまして。

正直に申し上げまして、開設者でございまして市といたしましても、こういった公設市場は、市民生活に大きな影響を及ぼすものでございまして、樽一に対して、さらなる企業努力を求めていくという状況でございまして。

○中島委員

大変深刻な事態だと、内部保留金も底をつく状況が見えてきたという形ですから、どこも同じような状況だと場長は言いましたけれども、全道のほかの公設市場で、管理委託を受けているところが倒産したという、そういう状況の何か報告はありますか。

○（経済）青果卸売市場長

道内の公設市場で倒産というのはございません。

○中島委員

小樽も大変厳しい経営が続いても、一般会計からお金を繰り入れて公設市場としての機能は応援し続けると、こういう方向だというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○経済部次長

ただいま場長からもお話ししましたように、倒産という事態はございませんけれども、今、道内の各市場ともに大変厳しい状況にあるというのは、小樽と同様の状況だと思っております。

そういった中で、先ほどもお話し申し上げましたが、こういった公設市場の存在というのは、市民生活に大変大きな影響を与えるものでございまして、私ども市としましては、当然、こういった一般会計からの繰入れをより少なくするという方向の中で、何とか存続をしてみたいというふうに考えてございます。

○中島委員

経営改善に努力されて、存続のために、また、あるいは経営をよくするために取り組んでいく必要が大きい中身で、非常に深刻な状況だということについて確認いたしました。

◎介護保険について

次は、介護保険の問題ですけれども、今回、決算１年目ということです。

保険給付は71億 7,779万 2,000円。年度途中で２回補正を組んでいますから、結果的には黒字決算ということになりましたけれども、残ったお金のほとんどは、北海道や国に返すお金という中身でした。

私は、介護保険が導入されたことによって、小樽市の全体の会計にどういう影響が出てくるのか、このことについて質問をしたいと思います。

前年度、11年度決算ベースで、小樽市の一般財源で見て、持出し、あるいは一般財源としてお金の比較ですね、11年度、12年度。それぞれの項目で大ざっぱにお答えください。老人福祉費の分野、老人医療助成費、重度心身障害者医療助成費用、生活保護、国民健康保険、これらの分野に介護保険が始まったことによって、市の財政に対する影響はどのような形で出たのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）高齢社会対策室長

一般財源ベースで福祉の関係部分について、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

特養の措置費ですとか在宅サービスの一部が移行したことによりまして、老人福祉関係でマイナス６億 3,200万円、それから、生活保護の医療扶助が同じく切り替えられたため、生活保護扶助費でマイナス 3,006万円、それから、老人保健施設あるいは療養型病床群が介護保険の方に移行しました関係がございまして、老人保健事業特別会計繰出金がマイナス３億 7,000万円。

逆に増えた方といたしまして、介護保険事業会計の方で繰出金をしてございまして、10億 7,900万円新たに生じてございます。

差し引き 4,200万円増という形になってございます。

ただ、このほかに重度身体障害者と老人医療助成、合わせてマイナス 4,700万円ほどあるわけでございますけれども、制度改正その他の部分がありまして、最後なかなか把握しづらい部分もございまして、3,000万から 4,000万ぐらいが介護保険の影響かなというふうに考えてございます。

したがいまして、一般財源としては若干増えたかなという感じでおるところでございます。

○中島委員

そうですか。私は、少し減ったのではないかなということを期待していたのですが、新規事業ということ、少し持出しがあったという結論のようです。

実際には介護保険の保険料の減免制度のために、一般会計から 700万出して、来年３月までの対応をしています。

そういう意味では、一般会計にどんなお金を求めるかという根拠になっていく数字だと思うのですが、厳密に出すのが難しいということなのだと思いますけれども、ぜひとも、そこら辺のところのお金を捻出するための方法を積極的に模索していきたいものだと思います。

次の件について質問をします。

趣旨普及費といいまして、介護保険制度は新しい制度ですから、制度自体を知らせる、多くの方に理解してもらうための予算を12年度決算でも、ほぼ全額使い切っているという形で報告になっています。

しかし、まだまだ制度理解は十分とは言えないというふうに、私たちは思っているのですが、今回、保険料減免について、この制度の新しい制度の中身をどのように伝える準備をしたのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

今回の保険料の独自軽減に対する周知でございますけれども、まず、８月の15日号の広報、これに掲載をいたしました。そのほか、市内の特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群、それからデイサービスセンターなどの市内の施設、それから居宅介護支援事業所、及び住所が既に他市町村に移っているのですが、介護保険上、小樽市の被保険者となる方、これは住所地特例と言っていますけれども、この方々が26人ございます。この方々に対しても９月の中旬ころ、個別に通知をしてございます。

また、先ほどもちょっとお答えをいたしましたけれども、直近で約 300人の方の独自減免の受理をしておりますけれども、私どもの方もちょっと申請が少ないなど、こういうふうなことを考えておりまして、今、進めておりますのは、町会によって新たに回覧方式で周知を進める、それから報道機関に報道依頼、報道依頼は既に済んでございます。

また、65歳に到達する方、あるいは他市町村から転入された方、こういった方につきましては、納入通知書を送付する際に、この保険料の軽減の制度についての概略の説明文も一緒に発送しながら、この制度の周知に努めていきたいな、そういうふうに考えております。

○中島委員

課長がおっしゃったように、300人ぐらいがまだ申請状況だと。当初の予定では 3,300人ぐらいが見込みということで予定されておりましたから、まだまだ努力する必要があると思うのですが、対象者は保険料段階で１と２の方です。この方々に対象になるかどうかの案内というか、連絡をぜひ積極的にやってほしいと思うのですが、どう

でしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

なかなか個別の通知というのは、第２段階、全体の中で四十数パーセントになってございます。

そういった中で、この方々にやるということになりますと、相当、経費、手間、こういったものがかかってまいります。

したがいまして、今現在で、すぐやるやらない、こういうのは申し上げられませんが、申請の状況、そういったものを見ながら、ちょっと検討・研究をさせていただきたいなと、こういうふうを考えています。

○中島委員

ぜひ、お願いします。

次は、介護保険の介護サービスの費用の問題ですが、サービス費69億 8,350万のうち、施設サービスが59億 8,900万ですから、ほとんど多くのお金を占めているわけです。施設利用が多かったと聞いておりますが、この利用状況を見まして、今後の推移についてはどういうふうに見通しているのでしょうか。

○（福祉）高齢社会対策室介護保険課長

在宅と施設の関係でございますけれども、給付費ベースの決算でいいますと、施設の方が83パーセント、こういうことで施設利用が非常に増えてございます。

利用者ベースで見ますと、施設の方が、この７月までの利用実績を見ますと 1,600人弱と、大体 1,500人台を上下しているような状況でございます。

一方、在宅の方は、徐々に利用者が増えておりまして、７月では 1,950人に上っている、こういうふうなことで、もう少し利用状況を見極めていかないと、はっきりした見通しというのはなかなか立たないわけでございますけれども、施設の方は、希望をしても施設自体がなければ利用できない、こういうことがございます。

したがいまして、今のところの見込みでは、他市町村での施設の整備の状況、こういったことにも左右されると思いますけれども、ある程度の安定、若干の微増、こういう傾向を示していくのかなと。

一方、在宅については、今までの推移を見ますと、これから徐々に、毎月 100人近く増えてございますので、そういった伸びを示していくのかな、今のところは、このように考えてございます。

○中島委員

資料請求をしまして、特別養護老人ホームの利用状況及び介護保険施設の待機情報をいただきました。

特別養護老人ホームは 500人待機、在宅で 133人いますという報告です。ほかの施設も、老健施設でも待機者89人、待機期間は３カ月から１年６カ月、療養型の病院のベッドでも11カ所ありますが、56人が入れない状況で待っている。実態は、詳しいことはわかりませんが、こういう報告です。

特養については、入所申込みをしてから５年という数字です。これが大体固定していると言われましても、これじゃ、希望するところのサービスは受けられないということになります。この問題は始まる前から大分議論をしまして、一時期、特養ホームを増やすと、そういうふうな方向も話を聞きましたが、特養を増やす話は、その後どうなったのでしょうか。

○（福祉）高齢者社会対策室管理課長

特別養護老人ホームは、介護保険のスタートに合わせまして、介護老人福祉施設という実態になってございます。

ただ、この介護保険施設につきましては、道の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画によりまして、圏域ごとの施設整備数が調整されているところです。

この計画については、まだ走っている最中でございますけれども、14年度にまた見直しをいたしまして、再度15年から19年までの計画を策定する形になっております。

後志圏域におきましても、わずか56という数はございましたけれども、管内の未設置町村を優先するという考え

で、小樽市には、この枠は回ってこないということになっておりまして、待機者もかなりいる状況から、今後とも道には、この要請を引き続き継続的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

最後の言葉が聞こえなかったのですけれども、今後どうすると言っているのですか。

○委員長

もうちょっと、はっきりとゆっくりとお話してください。

○（福祉）高齢者社会対策室管理課長

今後、見直しがされるわけなのですけれども、そういった見直しの中でも、小樽市として待機者がおおぜいおりますので、引き続き強く要請してまいりたいというふうに考えております。

○中島委員

強く要望していきたいということですが、国が決めた基準だからという中身であきらめてはだめだと思うのです。基準自体が適切でないという事態が実際あるわけですから、強く要望して、小樽にふさわしい施設を設置するように厳しく働きかけていただきたい。

そして、その計画については、議会に、きちんとこういう計画を持って要請したということをお知らせいただきたいと思います。

もう1点、介護保険が始まったことによって、特別養護老人ホームは、介護認定を受けて、一定の介護度の方でないと入れないのです。従来の高齢者の皆さんのさまざまな事情で入れる施設というのが、そういう意味では非常に限られてしまったわけです。

お年寄りの皆さんは、要介護状態になる、ならないにかかわらず、施設入所が必要な方が出てくる場合があります。こういう方々がどこに入るかといいますと、育成院があります。育成院の方も、これを見ますと172人も待機者がいる。こういう状況です。これでは行き場のないお年寄りが増えてきていると私は思うのですが、この問題はどうか。

○（福祉）高齢社会対策室長

特養の関係につきましては、課長から話したとおり、私ども、従来の計画の中でも強く要請をしてきた経緯がございます。実際に建てたいというふうな希望を申し述べている法人もあるわけですが、あくまでも枠、いわゆる補助基準に基づく枠がなかなか難しいというところがございますので、今後もまた、次期計画の中で強く要請していくつもりでおりますので、一つご支援をまたお願いしたいというふうに思っております。

それから、養護施設の関係でございますけれども、委員がおっしゃるとおりの経過がございます。

そういう中で、最近では、在宅に近い施設サービスを目指す傾向にございまして、そういう中で、ケアハウスですとか生活支援ハウス、あるいはグループホームなど、さまざまなメニューが入ってきているわけでございます。

国としましては、そういう中で、この養護施設のあり方などを今検討をしているとも聞いてございまして、どういう形で今後推移していくか、実際のところ、施設関係については過渡期といえましょうか、あらゆるメニューの中でどうするかということを今検討している状況にございます。

そういう動向を踏まえつつ、私ども、次期計画の見直しの中で、在宅あるいは施設サービス全体の中で、そういう問題も議論していきたいというふうに考えてございます。

○中島委員

私を知っている方で、お嫁さんとおしゅうとさんがえらく仲が悪い。間にだんなさんが入って調整していたのだけれども、がんで亡くなった。残る二人は一緒に暮らせないと。おばあちゃん是要介護状態ではない。けれども、自分でアパートで暮らすほど収入はない。こういうようなさまざまな方々が行き場がないことがあるのです。

特別養護老人ホームは、国の縛りがあってだめだとおっしゃるけれども、養護老人ホームは建設できるわけです。

そういう意味では、ぜひ検討して多様なお年寄りの老後の生活を保障するために努力をしていただきたいと思います。

◎国保の資格証明書について

最後に１点、国保の問題で資格証明書に関して資料請求しましたので、そのことだけお聞きしたいと思います。

資格証明書を10月からということでおっしゃっていましたが、この資料によると、資格証 270、3 カ月、6 カ月、合わせて計 1,588。

当初予定では、資格証 300 ぐらい、3 カ月、6 カ月を合わせても、この半分といふような予定でした。この実際の件数との違いといいますか、この中身についてどういうふうに評価しているか、お答えください。

○（市民）保険年金課長

短期証の件数の違いでございますけれども、その理由につきましては、まず、リストラ等によりまして、使用者保険から国保に移行している方、こういう方が、収入が少なくて移行するものですから、未納につながっているということで件数が増えているという要素になってございます。

それから、全体的な収納率も平成12年度は落ちましたので、そういう意味で対象になる方が増えました。

それから、今年が初年度ということで初めてだったものですから、なかなか見込みがつかなかったのですが、特別の事情の届け出件数が当初の見込みより少なかったということで、全体的には短期証の方で件数が増えてございます。

ただ、短期証 3 カ月、6 カ月の中身は、老人保健法又は公費負担医療とか、市の各種医療助成費に該当している方で、家族の方には短期証ですけれども、該当者ご本人には、本証を交付している方が 357 件ほどございまして、その分ちょっと 3 月の皆様への報告の中では、それとはずれがあると思います。

○中島委員

今回、短期証と資格証を送付した後、申立件数というのはどのぐらいありましたか。

○（市民）保険年金課長

短期証、例えば、9 月 30 日以降ということでしょうか、資格証までの交付が 9 月の 19 日までで交付しているのですけれども、その後のいろんな相談件数ということでしょうか。

○中島委員

この送られたきた保険証についての相談、意見です。

○（市民）保険年金課長

特別の事情があるということで申立てのございました件数は、全体で 41 件になってございます。

○中島委員

41 件の内訳はどういう中身で、どういう変更になったのかということがわかれば教えてください。

○（市民）保険年金課長

41 件の内訳につきましては、そのうち、認定しまして本証を交付した件数が 30 件ございます。

それから、内容的に認定に値しないということで否認した分が 11 件ございます。

それで、具体的な内容といいますか、全部をとということにはいかないと思いますが、資格証で特別な事情の申立てがありまして、6 件のうち 4 件認定しておりますけれども、例えば、事業倒産で、その後アルバイトの生活だけで所得が低いというような方、それから、生活苦といいますか、自営で、最近、交通関係の仕事をしておりますけれども、生計がほとんど形をなしていないといいますか、お金がなくなったら、物を分解して売ってくるというような生活をしておりまして、家も辛うじて形をとどめていて、雨が当たらないところに万年床があるというような生活をしておられる方がいます。

このような方は、今後、支払いをいろいろ交渉しても期待ができないということで本証を交付してございます。

それから、あと、失業状態でなかなか働く道が見つからないというようなことで、弟さんの年収 200万を当てにして生活している方がございまして、このような方も本証を交付いたしました。

それから、否認しました２件につきましては、制度無理解ということでございますけれども、年収が年金収入等で 314万あるのですけれども、一銭も払えないということで、この方につきましては、過去にも病院にかかるときには相談に来られまして、二度払って、その後、また未納ということが繰り返されておりますので、様子を見たいということで否認してございます。

後は、折衝困難といいますか、最近、やっと玄関のすき間から応答してくれるようになったのですけれども、それまではなかなかお話も聞けなかったという方、年金収入で約 300万あるのですけれども、支払いがなかなかないということで、この方につきましても、今後、交渉していくという意味で中止、カットにしてございます

○中島委員

丁寧にお答えいただきました。

270件資格証を発行した方がいるわけです。今回、申立てという形で把握された方々の実情ですけれども、申立てに來なかった人方の中に、こういう事態がまだあるかもしれない。こういう点については、手を尽くして事情把握に努めて、これ以上の負担、あるいはマイナスがないようなことをするのが当然だと思うのです。

そういう点において、こうしたから、これで終わりということではなく、拒絶の方の実情を最後まで明らかにする、そういうことをお願いしたいと思いますし、私たちは何回も言っておりますが、こういう形で保険料を払わなければ保険証を渡さないという、こういうやり方では解決しないと思いますし、本来の法治国家としてのあり方として大きな問題だというふうに思っています。このことを言って質問を終わります。

○委員長

共産党の質問を終結し、自民党に移します。

○大竹委員

委員長、最初に、今日は総括ということで15分をめぐということがありますので、10分が来ましたら、済みませんが、お知らせ願いたいと思います。

それでは、通告してありますので伺っていききたいと思います。

◎市条例と上位法の関係について

まず、市条例と上位法の関係について伺いたいと思います。

地方自治体独自の法律、すなわち条例ですが、これについては上位法というものがあるわけなのですが、それを逸脱することはできないけれども、上位法より厳しい自治体独自の規制などが制定できるのではないかという思いを持っております。

それで、制定できるとすると条例が最優先されると解釈したいと思うのですが、この件につきましてお答え願いたいと思います。

○（総務）総務課長

すべての条例に、上位法があるということはないのですけれども、多くの場合は、国の法令があって、それを受けて条例があるというのが多くの場合です。

委員おっしゃいましたように、条例あるいは規則を含めまして、法令に違反することはできない。法令の範囲内ということになっておりますから逸脱できない、それはそのとおりであります。

法令よりも厳しい規制を条例でできるのではないかと。それは今申し上げたように、法令がまずあって、法令に違反する条例はつくられませんから、法令の趣旨がどうであるのかということの判断が必要になります。

例えば、法令で最低基準を定めている、少なくともこれだけは守りなさいという規制がある。

従前については、法令では、どこまでだよということを言っていないような場合、要するに、最低限のところを守りなさいと言っているような場合につきましては、条例で、それ以上の規制をする、あるいは規制対象を広げる、要するに、上乘せ条例だとか、はみ出し条例とかと言いますけれども、そういったものは許されます。

しかし、法令で、これ以上の規制はしてはならないという場合もあります。そういう趣旨のものもあります。その場合には、今申し上げたような上乘せ条例、あるいは、はみ出し条例というのは使われない。それをやることによって法令に反することになりますので、一概に法令よりも厳しい規制をかけられるかということになりますと、物によりますということになります。

○大竹委員

今、条例と上位法ということで申し上げましたのは、一つは、市条例ということの中で、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則というのと、上位法では廃棄物処理法というものがあると思います。

そういう中で、許認可状況についてのお話だったのですが、そういうような中で、たしか、上位法の中では、許認可においての市長の裁量ということが認められております。

ところが、今回制定されました市条例の中では、その辺はないわけなのです。そうしたときに、実際に許認可に当たって、この条例を施行するに当たっては、どう考えたらいいのか。要するに、ここにあったのは、実際問題、許認可の中で3年以上の営業をしているものということがありまして、それが添付しなければならない条件の中に含まれていました。

そういうようなときに、1年あるいは1年未満の中でそれを申請したときには、そういうようなことが受けられるのかどうかという問題で、私ちょっと疑問がありましたので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○（環境）管理課長

ただいまの廃棄物処理業の許可関係のお話だと存じますけれども、廃棄物処理法の中では、小樽市の場合、政令市といいますか、保健所設置市ということの中で、小樽市が一応許可を出せるということになってございますので、廃棄物処理法の中で施行しているということでございます。

○大竹委員

それで今、私が伺いましたのは、上位法との関係の中で、条例の中ではそれはなっていないと、要するに、市長の権限の中でできるということにはなっていないものですから聞いたのです。

ですから、上位法と条例の関係で聞いたということで、今の話でいきますと、条例でなくて上位法に沿って物事をしたということなものですから、その辺がちょっとわからないものですから、お聞きしているのです。今の話でよろしいのですか。ちょっと食い違っていますけれども。

○（環境）管理課長

ただいま申し上げたとおり、許可の業務の関係でございますけれども、廃棄物処理法を受けて、小樽市が政令市でございますので、その中で許可業務をやっているということでございます。

○大竹委員

今言ったことはわかりません。条例というものが決められているわけです。条例の中にはないわけですよ。ですから、上位法をとってくるということがどうかということでは疑問があるということなのですから、今のは、そうしますと廃棄物処理法だけあればいいので条例を決める必要がないわけですね。そういうことになってしまいますので、どうかのかと聞いているのです。

○（環境）管理課長

条例の中では、第39条、第40条の部分では、一般廃棄物の許可関係の規定がございます。これを受けて手続の関係は規則で受けてございます。

そういうことでは、条例の中では盛り込んでいる部分があるかと思います。

○大竹委員

ちょっと話が食い違っていませんか。それはそれとしてあるのはいいのですが、廃棄物処理法の中ではいいことになるのです。わざわざ条例を定めて、施行規則まで定めて、その中にはそれをうたっていないのですよ。だから、それを準用していいのかどうなのか、上位法と条例との関係です。それは廃棄物の方に聞いても困りますので、総務部の方、あるいは契約管財という形の中で、その辺は見解を出していただきたいと思います。

○（総務）総務課長

今、環境部の話、一般廃棄物と産業廃棄物の取扱いは違うのだと思うのです。一般廃棄物は、たしか自治事務になっていて、産業廃棄物の方は、ただいま管理課長から答弁があったように、小樽市は保健所設置市ですから、都道府県と同じ立場で、法から委任を受けた範囲内で認可権を持っている。今のが認可権の話だとすればです。

それで、今、大竹委員のおっしゃった申請書の添付書類ですか、それが一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか、ちょっと私はわからないのですが、先ほどの話に戻りますけれども、法律があって、認可権限が小樽市長にありますので、その法の趣旨が産業廃棄物の場合、かなり昔から委任事務だったものですから、これの書類をそろえなさいというのが省令あたりまでで決まってしまう部分があるわけです。

今も機関委任事務ではありませんけれども、同じような形になっていますので、仮に今のお話が産業廃棄物の方の事業者の認定であれば、恐らく省令の方の規定が適用されるだろうと思います。

小樽市の規則の方は、一般廃棄物の方ではないかなというふうに予測するのですが、今、手元に条例関係がないのではっきりしませんけれども、一般廃棄物と産業廃棄物で取扱いが違って来るだろうと思います。

○大竹委員

そうしたら、今の答弁では、一般廃棄物と産業廃棄物では、その辺が違っているのだということですね。

○（総務）総務課長

今、条例規則を見ないで話をしているものですから、そういった違いもあるものですから、今のお話がどちらのお話なのかなというふうに思いながら聞いていたものですから、違うということではなくて、違うのではないだろうかということです。

○大竹委員

よくあるのは、契約関係なんかしますと、何々に準ずるという項目が必ずありますよね。この項目については一般廃棄物という形に決められたとしても、次のは産業廃棄物、そうしたときには、ここの部分を準ずるというのがありますよね。今わからないのですから、その辺、それ以上私が言ってもしょうがないと思いますので、一つ勉強したいと。後からまた、その辺がわかったら教えていただきたいと思います。

◎廃棄物広域処理関係について

次に移します。

廃棄物広域処理関係、ここで、北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会、それと北後志地域廃棄物広域処理推進協議会、それと北海道北後志廃棄物処理広域連合設置協議会、こういう三つがありまして、それにつきましては、この事務執行状況説明の中の83ページに、それぞれの回数が書いてあります。

そこでお聞きしたいのですが、この各協議会の目的、構成、権限、協議内容、それぞれの相違をお示し願いたいと思います。

○（環境）金田副参事

今ご質問の三つの協議会の関係でございますけれども、初めに、北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会について説明いたします。

連絡協議会につきましては、目的としましては、北海道のごみ広域処理基本計画に基づきまして、後志支庁の方で北後志ブロックの広域処理の可能性などを検討するため、設置、組織されたものでございます。

構成につきましては、事務局が後志支庁で、北後志の小樽、余市、仁木、古平、積丹、赤井川、この６市町村で構成をさせていただきます。

一たん目的に沿ってそれぞれ事業を進めてきましたけれども、結果としましては、平成12年度事業といたしまして、北後志地域廃棄物広域処理基本計画を策定してございます。これが連絡協議会の経過でございます。

それから、推進協議会でございますけれども、今申し上げました広域処理基本計画に基づきまして、平成12年の７月に、ごみ処理を共同で行うことを６市町村長で確認をしてございます。

これを受けまして、焼却処理施設などの建設のための準備事務などを進めるためにつくられた組織であります。

構成につきましては、先ほど申しました同じ北後志の６市町村だけです。

それ以外につきましては、それぞれ何回か報告のとおりやっておりますけれども、今現在の中では、事業計画書等策定のコンサルタントの特定業務の業務委託を実施してございます。

それから、もう一つの広域連合の設置協議会でございますけれども、先ほど申し上げました基本計画の中では、それぞれ、建設だとか管理運営につきましては、広域連合を事業主体とすると、こういうふうになってございますので、この広域連合を設置するための準備事務を進めるための組織でございます。

構成等については、同じ内容になってございます。

○大竹委員

そういうようなことで、ちょっとお聞きしたいのですが、基本計画を策定するというのは、申しわけありませんが、どこどこでやるのですか。それで前段につくられた基本計画、これは道の計画もありますし、当然、広域の中でもってつくられる計画もあるのですけれども、広域連合の中での位置づけとして、この基本計画をつくるという位置づけはどこでもってすることになっていますか。

○（環境）金田副参事

今のご質問の基本計画というの、事業計画の関係でございましょうか。

○大竹委員

いえ、基本計画ですべてですね。広域連合の基本計画というのがあるのではないですか。

○（環境）金田副参事

広域連合だけでつくる計画といたしましては、広域計画があらうかと思います。これは広域連合が組織された以降、速やかに、広域の中でこういったような処理を進めるかだとか、そういった計画を策定するのが広域計画でございます。これは広域連合では設置した後で行うことになっております。

○大竹委員

道の基本計画、あるいは広域処理推進協議会でつくられております基本計画、それぞれのかかわりということはどうなっていくのですか。一連のものでもって動いていくのではないのですか。

○（環境）金田副参事

そもそも連絡協議会をつくってこうということは、ダイオキシン対策特別措置法の絡みで、ダイオキシンを削減・抑制すると、こういうことで、ごみの中間処理をいかに行うべきか、これが始まりの基本でございます。

それに基づきまして、北海道が初めに連絡協議会で基本計画をつくって、それを今度は実施計画ということで今策定しようとしているのがございます。

その後に、それらに基づきまして、広域連合の中で広域計画を定めようとするれば、これは一連の流れの中で立てていくことになるかと思います。

ただ、その段階段階で、それぞれ検討する内容がございますので、若干の変更だとか、それから廃棄物の処理量だとか、それらについて、その計画の内容が変更になる場合の可能性もあるかというふうに思っております。

○大竹委員

計画に対して、各自治体の議会の承認を得なければならないというところは、どこから始まるのですか。

○（環境）金田副参事

各議会の承認といいますのは、それぞれ計画を策定する段階では、６市町村間の分担金で、それぞれ計画の策定費用を支払うわけです。そうしますと、当初計画の中でも、それから補正の場合もあるかと思いますが、その策定費用を予算化することになりますと、当然に議会の議決を得なければならない、こういうようになってございますので、その結果については、議会に報告する必要がある、こういうふうに考えております。

○大竹委員

予算が成立したということは、議会報告があって予算が決められたという判断をしているという解釈をしてよろしいですか。

○（環境）金田副参事

予算が議決を得て、それに基づいて成果品を得ましたので議会に報告する。それから、もう一つは、当然に、予算を提案する段階では、その内容についてご説明してご理解をいただく、こういうふうになっているかと思います。

○大竹委員

いろいろつくるに当たって議会の決裁は要らないということになりますか。確かに、予算面だけは出ています。実際に、このような形でやっていくのだという一つの計画、方向性について、こうするのだという議会の承認は必要ないということですか。

○（環境）金田副参事

ご質問の趣旨がちょっと理解しかねるのですが、私どもとしては、それぞれ北海道なり小樽市の中に、それぞれ物事を進める段階では、議会に報告もしてございますし、この部分に限っていえば、厚生常任委員会等の中でいろいろご説明も申し上げていますので、そういう面では、議会の承認があって初めて物事が進むということではないかなという、市長の権限といいますか、事務執行の中で進めている、こういうふうに考えております。

○大竹委員

その辺は、そのような形で進められているということは、今とりあえず確認をいたしました。

それから、広域連合の発足のめどということと、さっきのどちょっとダブるかもしれませんが、発足後の事務権限、あるいは事務事業の内容はどういうふうになっていきますか。

○（環境）金田副参事

広域連合の発足のことでございますけれども、前提条件としまして、建設候補地の地元町内会の同意が必要でございます。そういう面では、その同意を得た以降に、規約だとか、そういった議会の構成だとかを含めて、それぞれ各議会といいますか、６市町村の議会だとか、そういったところで規約だとかを決めていく必要がございますので、建設候補地の住民のご理解を得てから順次進んでいくと、こういうふうに思っておりますので、ただ、まだ、発足のめどについては、建設候補地の同意を得てからと、こういうふうに考えてございます。

それから、発足後の事務権限の関係でございますけれども、広域連合につきましては、地方自治法に基づくところの自治体と同じような権限を有する、こういうふうに考えてございます。

それから、それ以降の事務事業の関係ですけれども、発足の考え方といたしましては、北後志６市町村会の中で、例えば可燃ごみを焼却するだとか、そういったことが一つございますし、それから広域連合を定めることもございますし、でき上がった施設の管理運営、こういったものもする、こういうふうになってございます。

○大竹委員

それでは、ちょっと移します。

◎事業系廃棄物減量推進事業費について

決算の方にあります事業系廃棄物減量推進事業費、この事業内容・内訳と、決算ですから、それに対する効果

ということまで含めてお答え願いたいと思うのです。

○（環境）廃棄物対策課長

事業系廃棄物減量推進事業費の事業内容・内訳と効果についてであります。

事業内容としましては、事業費、事業系リーフレット 8,000部を作成したほか、あとは説明会用の資料関係の製作費としまして需用費96万 2,800円、それから、事業所への資料送付、通信運搬費としまして役務費が 127万 510円、それから、事業所等への説明会の会場費、36会場で実施いたしました。その賃借料といたしまして13万 6,920円、トータルで 237万 233円という形で事業を終えました。

それから、効果についてであります。まず、昨年4月から6月にかけて 3,800事業所へ説明資料を配布したり、説明会をしたりし、また、さらには7月より事業系一般廃棄物による埋立処分手数料の有料化、それから、事業系資源物の分別の徹底、それから指定ごみ袋の制度などに取り組んできたこと、さらには、12年度に作成しましたリーフレットにつきまして、12年度から13年度にかけて配布いたしました。

以上の結果ですが、各事業所の排出抑制やリサイクルなどの推進によりまして、事業系一般廃棄物の埋立量の減量、資源物のリサイクルの処理量が増加し、かなりの減量効果があったと思っております。

事業系一般廃棄物の量の比較ですけれども、11年度が4万 8,544トン、12年度は2万 8,466トン、差が2万78トンの減という形で、率でいきますと41パーセントの減少となっております。

○大竹委員

そんなようなことで、今、事業系のことでやりましたので、市内の事業所、廃棄物の処理費用というのが非常に膨らんでいて大変なのだというようなことが随分聞かれていますけれども、その辺についてどのようなとらえ方をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○環境部次長

事業系の廃棄物の処理費用の点につきまして、これも、たしか前にお答えしたこともあろうかと思っておりますけれども、特に昨年ですか、いわゆる廃棄物に関する循環型社会のさまざまな法律が制定されております。

このことにつきましては、単に今までのように廃棄物が適切に処理をされるということではなくて、再使用だとか再利用だとかリサイクルとか、こういったものが特に重要視される。それに伴って、どうしてもこの廃棄物に対するいろいろな経費といいますか、こういったものがどうしても増大をしてくるというふうに考えております。

そういった意味で、小樽市においても、桃内に新しい最終処分場ができたということで、さまざまな大きな財政負担になる。そういった意味では、処分料も取っていかなければならない。あるいはまた、この経費を高くすることによって、事業者みずからが、自分たちの足元を見詰めながら、資源化なり、再利用、再使用といったものについて、本当に真剣になって取り組んでいく、こういったことが減量につながっていくものだというふうに考えてございます。

現在の段階というのは、この前も2、3年といいましたのは、そういった意味で事業系廃棄物を取り囲むさまざまな過酷な状況であるわけでございますけれども、これを乗り切ることも、今後とも減量化の一層の推進になっていくことになるのでないか、このように考えております。

○大竹委員

それで負担増になっているということについては、そういうお話は環境部の方へは来ておりませんか。苦情的なものも含めて、ありませんか。

○環境部次長

今おっしゃいますように、確かに、そういったさまざまな苦情といいますか、意見なりというものは来ておりますけれども、私どもとしては、そういった業者に対しては説得をし、理解を得るように努力をしているところであります。

○大竹委員

それで、ごみを収集する業者によりまして、その辺の値段はまちまちだというようなこともありまして、そういうことからしますと、これだけのものを出しているのだから、これだけかかるのだ。その目安となるような形が示されるべきではないかというような面もありますので、そういうことも含めまして、そういう事業所、処理業者、環境部という三つの中で、これからどのような対応をしていくのがいいとお思いになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○環境部次長

私も先ほど言いましたように、一つの大きな制度の変革の時期にある、そういった中で、それぞれの事業者、複数あるわけでございますので、当然、それぞれの扱い方に差異がある、それが排出業者に対して、業者ごとによっては大分違うじゃないとか、不公平感を与えているかといったようなことは、確かに、現実にはあるのではないかと。ただ、そういったことがあまりにも差異があると、一番迷惑を受けるのは排出者でもあるというふうに思っておりますので、私どもとしては、機会を見ながら、そういった収集業者の方たちを集めながら、市としても聞いているようないろいろな話をするだとか、あるいは事業者からも意見を言っていた中で、少なくとも、そういう不公平感だとか、あるいは対外的に説明ができないようなことがないように、それぞれ申し合わせをしながら、進めていきたいと思っております。

○大竹委員

やはり不平等も出てくると思いますので、その辺、納得いくような、お互いの指導といいますか、指導と同時に、理解ということにいけるように、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

◎容器包装廃棄物分別収集事業費について

それで、容器包装廃棄物分別収集事業費、これにつきまして、リサイクルセンターの委託金額があります。これの推移と契約形態が変更されたということに対する理由について、ちょっとお知らせ願います。

○（環境）管理課長

リサイクルセンターの委託金額の関係でございますが、モデル地区といいますか、この地区対象に1万2,000世帯をやっていた時期からということで申し上げますと、平成10年が618万5,000円、それから、平成11年750万8,000円ほど、それから今回の決算でございますが862万4,000円ほどの額になってございます。

一応、昨年の7月から資源物の分別収集を全市展開するということで、以前のモデル事業からの切り替えということで、業務の関係、就業体制を含めて大幅に切り替わったということの中で、昨年7月、指名競争入札の中で委託業者を決定してございます。

○大竹委員

それで、以前は入札でしたね。今年は随契ですね。違いましたか。

○（環境）管理課長

13年度においては随契でございます。

○大竹委員

それで、変更理由についてお聞きしたいということなのです。

○（環境）管理課長

先ほども申し上げましたが、12年の7月に全市展開という中で、指名競争入札の中で委託業者を決定してございます。

それを受けて、前年度がそういうことで取決めをさせていただきましたので、今回、その流れを受けた中で、随契で進めさせていただいたということでございます。

○大竹委員

そういう中でお聞きしたいのです。どういう理由なのか、入札から随契に変わった理由をお聞きしたいのです。

○（環境）管理課長

繰返しになりますけれども、昨年の７月からということでやっていただきまして、それは経験を踏まえまして、随契でやらせていただいたということでございます。

○環境部次長

そういうことで、課長がお答えをしているわけでございますけれども、いわゆる市のリサイクルセンター、これは皆さん方から収集したごみという資源物を適切にリサイクルをしていくことが非常に重要な仕事でございます。

そういった意味では、これには、ある程度の経験のある人材といいますか、人たちというか、こういった人たちをどうしても確保しながら、業務に当たっていかねばならないだろうと思っておりますが、こういった業務に当たりましては、それが単なる単年度、そういった中で、毎年入札が行われ、場合によっては業者が変わっていくということになりますと、やはり雇用の安定、そういったことを通した場合に、業務の安定というものに対して、非常に支障が出るのではないかと、こういったようなことになるのでございます。

現在の段階では、じゃ何年間随契をするのかといったことについては、今、私どもとしては、まだ結論を出しておりませんので、せめて、ある程度の期間につきましては、その業者に特別な大きな瑕疵がない限りは、ある一定期間の随時契約といったことをしながら進めていく必要があるのではないかと、このように考えております。

○大竹委員

その辺につきましては、その前に契約したところがどうであったかということとは違いましたよね。契約して慣れていったところを入札にしてかえたわけですから、１年でかえましたね。その後、また、今度といったときには随契にしますということですから、ちょっとその辺があまり説得力がないかなと思いますけれども、それはそれとしまして、リサイクルセンターの稼働日数は年間どのぐらいありますか。この決算におけるですね。

○（環境）廃棄物対策課長

年間の稼働日数の件ですが、７月から３月までの平日におきましては、１４０日となっております。

○大竹委員

それで、リサイクルセンターの機械が入っておりますけれども、ここには２種類が入っておりまして、その機械自体の処理能力、これはリサイクルセンターがどういうふうにするというのではなくて、機械が持っている処理能力、これについて２種類ありますので、その辺の能力をちょっとお伝え願います。

○（環境）管理課長

機械の関係でございますが、選別圧縮の関係で日当たり４．３トンの機械が入っております。

あと、梱包処理、ペットボトルの関係でございますが、日当たり０．５トンの機械でございます。

○大竹委員

それは１日５時間稼働の場合ですね。ですから、その機械自体の能力として、普通８時間稼働なら８時間稼働としたときに、その能力はどのぐらいあるのかということを私は伺ったわけで、今の話ですと、これは何も報告の中に載っていますから、聞いていません。例えば、機能のパンフレットとか何かあったときにはどうなのかということとです。

○（環境）管理課長

ただいま申し上げましたように、委員おっしゃるように、１日５時間稼働の数字で申し上げましたけれども、今おっしゃられた８時間というお話でございますが、その部分では算出してございません。

○大竹委員

算出じゃなくて、機械のパンフレットを見たら、処理能力は幾らありますよと出ていませんか。

○（環境）管理課長

パンフレットの関係はちょっと手元にございませんで、お答えできません。申しわけございませんで。

○大竹委員

さっきの稼働日数、それと全体処理しました 785.9トン、これを割り返してみますと、1日 5.6トンになります。これは単純ですから、その日によって違うと思います。そうした中で、処理事業の中で、生活環境アセスメントをとらなければならぬとする1日の処理能力については何トンですか。

○（環境）管理課長

5トン以上ととらえてございます。

○大竹委員

単純割り算して 5.6トンになっていますね。

そうしますと、単純平均ですから、それ以上になっている日もあるとしますと、アセスをとらなければならぬということになりませんか。

○環境部次長

昨年から、こういった形の中で、全市の拡大といったことで収集をしてきたわけです。業者におきましては、その処理がどの程度のものになるのかといったことがなかなかわからないといった実態がございましたけれども、今、この総体処理事業の中で、実質的にそういった機械処理をとったものにとらないもの、こういったものがいろいろございまして、そういった中身を精査しながら、そういった必要な処理アセスといいますか、アセスメントをする必要があれば、環境影響の調査をする必要があるものについては、していくといった形になるのではないかと思います。

ただ、現在の中で今私ども、こういった施設の扱いにつきましては、今、私どもの方の課の中にもそういったセクションがございまして、具体的な調整はしてまいりたい、このように考えてございます。

○大竹委員

これは幾ら処理したかでなくて、処理能力が幾らあるかによって生活アセスをとらなければならぬというのが法律で決められておりますよね。これは間違いないですね。

○環境部次長

破碎圧縮という、そういった形の中では、確かにそのように考えてございしますが、ただ、その裏づけとなるとき、事業計画そのものについても、いろいろまた検討していかなければならぬと、このように考えてございます。

○大竹委員

◎機密書類の処理方法について

ちょっと変えますけれども、紙類関係でもって機密書類の関係、プライバシーの問題も含まれてきますけれども、市内の各事業所から出てくる機密書類、この処理の方法というのはあるわけですよ。そうしたときに、これが安心できる処理が今行われているのか。それと、小樽市の機密書類、これがどのようなルートでどのように処理されているのか、これはプライバシーにかかわるものですから、もし埋立てなんていうことになったら、これは大変なことになりますから、その辺はどういうふうになっているのか。

○（環境）廃棄物対策課長

私の方からは、前段の事業系から出る機密書類の扱いで安心して処理ができるかどうか、行われているかどうかについてお答えいたします。

現在、製紙メーカーによる、道内には大手2社があるのですが、製紙メーカーによる溶解処理が中心となっております。

溶解処理は、許可業者が各業者の依頼を受けて行っておりまして、機密保持については、万全の体制で行うように業者に現在指導しているところでございます。

今までの現状の中では、特にトラブルは生じていないような状況でございます。

○（総務）総務課長

後段の役所の中の秘密文書の関係ですけれども、毎月定期に処理をしております。

まず、分別そのもの、秘密文書なのか一般文書なのか、これにつきましては、各部でそれぞれ分別しまして、秘密文書についてはダンボール箱に入れて、決まった日、原則月１回で月の26日なのですけれども、この日に収集業者に来ていただいて、そのときに各課から出していただく。この収集業者が大昭和製紙の方に運びまして、それで溶解するという形になりまして、溶解したものにつきましては、溶解証明、それから、収集運搬の方の業者からも証明書が出る形になっております。

○大竹委員

最後になりますけれども、そのようなことで秘密書類でございまして、プライバシーとかなんかありますから、そういうような形の中でその辺をきちっと見ていないと、一般に持って行かれて、はい、持っていきまして、処理しましたと、それだけでもって終わってしまっていて、もし、どっかに行ったということになりますと、ちょっと困りますし、以前から見ますと、どうもその辺がちょっと手ぬるくなっているようなことがあるのじゃないかなということもちょっと心配されますので、どういうふうに流れているか、再度、その辺をきちっと確認をして、プライバシーの侵害にならないような形でやっていけるように、再度検討していただけないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○環境部長

市内での機密書類の取扱いのことについて、先ほど廃対の課長からも説明しましたけれども、あくまでも、その事業所から出る機密書類というのは、その事業所の委託業者との取扱いをきちんとしていただくということが、大前提なのです。

我々環境部の方としては、その取扱いについて、許可業者に、その秘密の書類の配慮を十分して、きちんと溶解をするような形をとってもらわないと、双方の信頼関係がなくなるわけですから、そういうことをきちんと整理してほしいということは指導をしているわけですから、さらに、その指導を徹底していきたい、こういうふうに思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

再開時間は５時30分といたします。

休憩 午後５時15分

再開 午後５時30分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

◎夜間救急センターについて

まず、夜間救急センターについて聞いていきます。

とにかく苦情が寄せられたはずです。

胸が痛くなったお年寄りが病院に行った。何ともないと帰された。ほかの病院に行ってみたら骨折していた。

子供がせき込んだ。せき止めの薬を出しておきましたからと。次の日、病院に行ったら、掛かりつけ医から、これはせき止めじゃありませんと。

又は、発しんが出た子供さんが救急センターにかかった。じんましんですからと。翌日行ったら、掛かりつけ医にいったら、これはじんましんじゃありませんよと。

こういう苦情が多々寄せられております。

費用対効果とは言いませんけれども、予算をある程度投下しているわけですから、それに見合った医療サービスというのは当然必要だろうと思います。

苦情がたくさん寄せられていることも伝え聞きますけれども、現状の把握、そして原因、対策を一括して尋ねたいと思います。

○保健所長

ただいまの委員のご指摘は、同じ医者として非常に恥じ入るご指摘だと私は思います。

世の中にいろんな人間がいるように、いろんな医者もいるわけです。

今回のそういった問題は、多分、人間性の出来、不出来の問題だと思いますけれども、非常に頭の痛い問題ではあるのですけれども、やはり市民の税金で運営されている急病センターですから、これは断固市民サービスということで注意を喚起するように流していきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

質問の最中に笑ってしまったら、うまくないけれども、よろしくお願いします。

◎コンサルタント選定について

今日の本題の質問になりますけれども、事前に市民クラブからということで、私たちが整理したコンサルタント選定にかかわる見積書に関する資料について、これに沿ってお尋ねいたします。

この資料にあるように、これは皆さんから、情報公開だとか議会の資料請求だとか、そういう場面で入手した見積書を整理したものです。つまり転記して整理したものです。

これを見ますと、まず提出先、これは全都清が技術提案の際に見積もり金額を把握するために徴したものです。

本来、全都清に対する見積書ということになるのでしょうかけれども、推進協議会であったり、連絡協議会だったり、日付が未記入、こういったものがたくさん出てきている。これ自体、見積書としての要件を満たしているのかどうかをまずお尋ねいたします。

○（環境）金田副参事

全都清が６業者に徴した見積書の関係でございますけれども、あて名が６業者のうち２カ所違ってございます。１社が推進協議会で、１社が連絡協議会、こういうふうになってございます。

それで、それぞれの考え方でございますけれども、全都清あてに出すのが正規な形かというふうに私どもは考えてございます。

そういう面では、推進協議会と書かれた方については、全都清に業務委託したのが推進協議会になるので推進協議会と。それから、連絡協議会につきましては、資料で基本計画を提示してございますので、その中での基本計画の策定は連絡協議会、こういうことになっている中で、何かの勘違いで書かれたと考えております。

ただ、そのあたりを全国都市清掃会議に確認してございますけれども、内容的に誤りがなかったのもので、そのまま受領したと。そういう面では、この見積書を受領した段階では、差し替えないで変更させることが適当であった、ということでの説明をいただいている経過がございます。

○斉藤（裕）委員

副参事のご答弁は、全都清に確認して、全都清の回答という形で今答弁されていますけれども、違うのですよ。全都清が、委託を受けたコンサル選定業務をきちんとし遂げるかどうかということをしっかり見張る係、業務監

督員というのはだれですか。

○（環境）金田副参事

業務監督員は私、金田でございます。

そういう面では、この中で全都清に対して成果品が出た、これは全都清に対する参考見積書なものでございますから、成果品とともに別冊で来た書類でございますけれども、そういった面も含めて、私の方で監督し、全都清の方に注意、指導すべきところはあったというふうに考えてございます。

○斉藤（裕）委員

本来であれば、提出された時点で気づいて改善を求める、全都清に対してものを申す。しかし、これは、やや1年もたってしまったのですよ。1年間、監督員として見過ごしてしまったということでしょう。これはずさんと言われてもしょうがないじゃないですか。

○（環境）金田副参事

そういう面では、業務監督員として指定されています私の立場としましては、まことに申し訳なかった、こういうふうに考えております。

○斉藤（裕）委員

まだ問題があります。

日本環境工学設計事務所、これは平成12年10月25日、6,670万円の見積もり、同じく10月の25日付で7,670万の見積もりがあります。同じ業務に対する見積もりです。こんなことがあり得ますか。全都清は、どうやってこの見積もりをもとに判断したのですか、説明してください。

○（環境）金田副参事

同じ日付の見積書が2通あるというご指摘でございますけれども、委員ご存じのとおり、10月25日の段階では6社全部が見積書を提出してございます。ヒアリングのときに見積書の再提出を求めたわけですが、その段階では、11月8日までを提出期限という形で口頭説明をしてございます。

それで、環境工学設計事務所というところが、11月8日までということだったものですから、当初の10月25日までに出した期日、それを、本当であれば、11月6日、7日、8日出した日付を記載すればよかったのでしょうけれども、10月25日に1回出したことがあるものですから、その日付をまた再度記入して提出したと、こういうふうに聞いてございます。

これにつきましても、全都清にそのあたりを確認しておりますけれども、金額が変更になって提出されてきたことの内容であったものですから、これについても受領したということで全都清から聞いてございます。

そういう面では、先ほどもご答弁の中でも申し上げましたけれども、私の業務監督の立場とすれば、このあたりを10月25日ではなくて、それこそ11月の6、7、8日の中で、ほかの業者さんと同じような日付で、出された日付にさせるのが、本来であったというふうに考えております。まことに申し訳ございませんでした。

○斉藤（裕）委員

それは、言い訳を言われたってどうしようもないのですよ。今、1年前のいきさつを、こういういきさつで言われてきたところで、そんなものは、だれも見聞きしていないのですから、私は、あくまでも議会資料として提出されたもので判断します。今あるのは、同じ日付に2通の見積書があるということなのです。

全都清に聞きました、全都清に聞きましたなんて、繰り返しになりますけれども、業務の監督をする立場であつたら、あなた、金田副参事と当時の環境部長はいいのですよ。それは日付が同じ見積書、こんなものがあって、後からこうでしたなんて言われたって、だれも納得しないじゃないですか。おかしいじゃないですか。見ようによっては、最初6,670万のやつが来て、もうちょっと金額を1,000万びったしに上げてこいやと、こんな会話があったと想像だっただけになりますよ。おかしいじゃないですか。そんな、後から聞いてみたら支障がなかったですなど

という言い訳が、ここで通用すると思いますか。

○環境部長

今、10月25日に提出した見積書と、それから改めて全都清が再提出を求めたものでお話ししていますが、基本的には、10月25日に1回提出されたものについては、これは言葉がちょっと悪いかもしれませんが、最終的に没になったものでございまして、ですから、最終的に、この事業の見積書というのは11月の段階の話ですから、この2つを比較して同じ日にあるということではないので、その辺は、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。

ですから、上段にあります最初の10月25日のものについては、基本的には、これはないものだということですから、10月25日の見積書については1通しかない、こういう判断で、我々は先ほどからご説明をさせていただいている、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

何ですか。10月25日のやつは没になっている。つまり、前者が没になっているわけ。そして再提出したものが正しいわけ。そんなことは仕様書のどこに書いてます。25日が締め切りで、その後、協議をするということは書いてある。だけれども、仕様書にそんなこと、25日のやつは新しいやつだから、没ですよなんて書いているわけじゃないですか。どこに書いてありますか、教えてください。

○環境部長

全都清の再提出を求めた理由といいますのは、去年の10月の段階で、ちょうどそのころ、事業計画については平成14年着工、17年の供用開始という話で進められておりました。その中で、町会とのいろいろな話し合いの中で、一つは、他市の焼却施設を視察に行きたい。それからダイオキシン類についての勉強会をしたい。それから住民のアンケートをしたいという等々の話が提案されましたので、そういう状況でいくと、14の17の基本どおりの計画で日程がなかなか進まないのではないかと、そういうことで、1年遅れる見通しもあるという話の中で、全都清とも協議をしまして、10月30日のヒアリングですけれども、10月30日のヒアリングの時点で、参加コンサルタントに、時期がずれると一番影響がある生活環境影響調査、この調査期間が2期ということでしたけれども、これを4期に、期間が延れば調査できますので、4期にということの変更を口頭でさせていただいて、それについて再提出を求めたと、こういうことでございますから、10月25日の見積書については、その時点で変更になっていると。ですから、最終的には11月の8日期限で提出を求めたものについてが成果品になると、こういうふうに判断しております。

○斉藤（裕）委員

変更を求めた内容は、どこに載っていますか。

あらかじめ全都清が、今後のコンサルに対して、そういう仕様の内容を変えたりするときには協議が必要だとなっていますね。そういう取り決めになっていますね。協議書はどこにありますか。

○環境部長

協議ですから、別に協議書云々というお話しですけれども、協議書は特にありません。

ただ、それは協議ですから、口頭でお互いに協議して、その結果、10月30日のヒアリングで、口頭でそういう変更の説明をしたと、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

それじゃ、そのときに、百歩譲って、1万歩ぐらい譲って、協議が口頭で行われたと。皆さんは終了してから戻ってきて、どこにそういうことがありましたよというふうに書いていますか。

つまり、環境部として、協議内容が変わったのだと。環境影響調査の部分が1年ずれる可能性があるよと全都清と話し合ったり、それじゃ、これは口頭でいいと認めましょうと。だけれども、皆さんの腹の中でおしまいという

わけではないでしょう。どこに書いています。報告書なり復命書なり、どこに書いていますか。

○環境部長

それについては、復命書ということよりは、例えば、この仕様書が変更になるわけですから、仕様書の中の２期が４期に変更になるわけですから、成果品の中で、仕様書の変更ではなくて追加の文書として、仕様書の中の生活環境影響調査の２期が４期に変更になるということのものが本当は添付されていなければならないということになるのだと思います。それについては、残念ながら、我々が調査した中ではついていません。

それで、先ほど斉藤（裕）委員からも、１年たって今さらなのかというお話もありましたけれども、そのことに気がついた段階で、全都清に対しては、成果品の中の補正といいますか、それは依頼をしております。

○斉藤（裕）委員

それは、補正とは違うと思います。

１年遅れの可能性ということは、全都清と小樽市とで話し合っているのです。話し合っているけれども、それは年が明けた２月の６日です。

読みましょうか。全都清より14年度着工が１年遅れと14年度着工を前提にコンサルを特定したこととの関係で、現在、13年度に予定しているコンサル業務委託全部を必ずしも完了する必要のない要素が出てきているとの説明があったというのは２月の話なのです。時期がずれているのです。つまり、皆さんの言っていることは、常に私の質問に対して、何とかしよう何とかしようと、私たちが確認もとれないような全都清とのやりとりを、しかも、口頭でやりましたなどということで、理解してくれ理解してくれと言っているわけですよ。

ところが、あなたたちは自分の足元をよく見ていないものだから、こんなところに載っているのですよ。今言った答弁と全く違ってくるじゃないですか。正規な事務は行われているとは思えない。そうじゃありませんか。口頭でなんて言って、口頭で了承したのはだれなのです。いつの時点ですか。そして各業者に口頭で伝えたのですか。６社のコンサルタントに口頭で伝えたのですか。それはどうなんですか。まさか口頭で、この部分だけ、仕様書の何項目だけ、来年度にやったらどうなるのだという、やってみる。こうなったのですか。もっと具体的に指示の方法と内容を教えてください。

○環境部長

まず、最初の２月６日というお話ですけれども、それについては12月の段階で、先ほどから説明しました協会とのいろんな話の中でおくれる見通しだということを踏まえて、10月30日の仕上げについて、日環に要求するというのは、これは先ほど何回も言いましたように、各コンサルの皆さんに口頭で説明したと、こういうことでございます。

それから、最終的に１年遅れるというふうに決定したのは、その後、10月31日に推進協議会の助役会がありまして、その中で、事業計画の１年遅れについて、やむを得ないだろうということでは了承されまして、それを踏まえて11月２日の段階から議会に対して事前報告をさせていただきました。

そして、11月24日の厚生常任委員会において、一連のスケジュールが遅れる可能性があるということを経まして、13年の１月25日の推進協議会の首長会議ですけれども、推進協議会において、最終的に確認されているということ。

こういうことで、それを踏まえた中で、最終的に１年遅れるということが、ここでほとんど確定されましたので、２月６日に全都清とのお話をしたということです。

それで、先ほど、いつ協議したということになりますけれども、これは全都清と推進協議会といいますか、市の方で口頭で、そういう遅れがあるので対応をどうしようか、こういうことでは、口頭といいますか、それは10月の下旬、26日ころだったと思いますけれども、10月26日に向こうに行くわけにいきませんので、電話等で協議をしたと、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

環境影響調査が２期から４期にずれ込むというのは、当初見積もったものから、その環境影響調査の部分が抜かれたということなのですか。２期から４期へずれ込むというのはどういう意味なのですか。業務量として大きくなるの小さくなるの。

○環境部長

調査期間が２期から４期ですから、業務量は多くなったということです。

○斉藤（裕）委員

業務量が多くなったというのは、そうしたら、正確に何月から何月ということになるのですか。

○環境部長

この環境影響調査の当初のときは、先ほど言いましたように、14年の17ということで、10月ですから、たしか4定の段階で予算を計上して、13年の6月の補助の概算要求をするために、どうしても調査をしなければならない、こういう話になりまして、結局6カ月しかないものですから、当初、時期は冬と春といいますか、そういうことで進めようと。そのほかについては、これは廃棄物処理法の中では、文献及び資料でいいということになっていますので、それで補おうということで、当初そういう考えでいたわけですが、先ほど言ったように、1年間ずれるということになれば、実地調査、これは最終的に、さっきいった法律の中では補完的な意味ですが、実地調査を、1年間できる期間があるのであればやった方がいいわけですから、それで、4シーズンすべてを実地調査した方がいい、こういうふうに考えて2期から4期に変更したと、こういうことでございます。

○斉藤（裕）委員

2期から4期、要するに、わかりやすく言ってください。6カ月から12カ月になったということ。

それで、私も環境影響調査のところを抜き出してみたのです。確かに金額は上がっているのですが、下がっているものもあります。業務量が多くなったのに下がっているという部分がある。

それと、大体3,400万から3,600万の見積もりになっているのに、5,200万に修正した人もいます。環境影響調査だけです。その辺は、皆さんは、当然見積書の添付、徴しているわけですから、私が持っているのには人工が書いてありません。内訳書のかのみだけです。だから計算できないのです。これは、皆さんの持っているやつで計算して合ったのですか。私はどうやっても合わないと思いますけれども。チェックして合わないと思いますよ。

○環境部長

まず、業務量が増えたのに金額が増えないで減ったところもあるのだけれども、それはなぜかというご質問ですが、これは、確かに1社でそういう状況がありました。それは、当初、仕様書に基づいて説明をしました。そのときに、その会社が仕様に基づかない以上のものの環境影響調査、これを勘違いしたのかどうか知りませんが、必要以上にやっていて、ですから、当初から相当高い価格で見積もりを出してきたと。それでヒアリングの中で、改めてそういう話もしますから、それをもって再度見直しをかけた、ということでございます。

本来高くなるものが下がったというのは、そのような状況だったというふうに、我々は確認しております。

○斉藤（裕）委員

共通の仕様でやったとしたら、数字は入っていませんけれども、算出の根拠というのは大体各社同じなのですよ。

それで、まず、一番安いところは2,500万ぐらいで、片っ方が5,200万なのですか。それは修正した後ですよ。全都清の指導が入って1,430万上がっているのです。そして、結果として高くしたり安くしたところもあるけれども、環境影響調査の費用というのは、大体3,800万ぐらいのところに横並びにしているわけですよ。おかしいと思いませんか。何の疑問も思いませんか。1社だけ5,200万の環境影響調査があるのです。何の疑問も思いませんか。お答えください。

○（環境）金田副参事

10月の25日提出の部分の見積書と11月再提出で出された部分の見積書につきましては、その内容につきまして、

全都清の中でチェックをしている、こういうことでございますので、私どもとすれば、疑問を挟む余地はないというふうに考えてございます。

ただ、前回の厚生常任委員会の中でもご答弁申し上げてはいますが、環境影響調査の見積額については、それぞれの業者さんによって随分異なっているな、こういった印象を、私は一連の資料で覚えたということがございますので、そういったことの考え方、インスペアに基づくところの見積書でございますので、いろんな中身についての業者さんの考え方の違いも出てきたのかな、こういうふうに思っています。

○斉藤（裕）委員

その下にある技術提案書作成要領の要領に括弧がついているのですよ。つまり、これは今回の公募要件のコンサル業務、それが終わったら、すぐ具体的なコンサル業務になるのですね、建設工事が。

つまり、これは連続しているから、大方随契になってしまうわけですよ。随契になってしまいますよ。だから、建設工事の方のコンサルも参考見積もりとしてセットにして出しなさいと、別途出しなさいと義務づけられています。

下から２番目の列ですけれども、これが、本来10月25日の日付でなかったらおかしいのですよ。そうでしょう。提出期限が25日なのだから。そして、コンサルと全都清が接点を持つのは30日しかないのだから。それが11月になっているのは不自然じゃないですか。ですから、これは技術提案が一つありますよね。それと、本来の見積書がありますよね。それと、もう一つは建設課発注関係の参考見積もり、この３点セットが25日にそろわなければ、コンサルの選定はできない仕組みなのです。ところが、これを見ていくと11月7日、11月8日、未記入、11月6日、これだっておかしいじゃないですか。説明してください。

○環境部長

まず、この時点でいくと、13年度以降の業務として参考見積もりを出していただきたいと、こういう話で出していると思います。

これは先ほど斉藤（裕）委員がおっしゃったように、一般的に随契だというお話をされましたけれども、これは、この出す段階の中では、要するに見積書の契約形態については、今現在は、要するに内容については決められていないと、こういう文言を入れて出させていただきますので、必ずしも取ったところが随契になるとか、それから、どうするかということは、まだその段階ではわかりませんよということで出していると思います。

それから、日付の件でございますけれども、確かに、これらは10月25日の段階で皆出てきています。ですから、本来的には10月25日の日付で出てくるものでございます。

一つ、12年11月7日の日付で出している、これは日環センターで出していると思いますが、これについては、たしか書類については日付は入っていなかったと思います。先ほどから説明している２回目の資料に添付しているものですから、11月7日ということで記載されたのだらうと思いますけれども、我々の言っていることが信用できないということですから、言っても信用していただけるかどうかわかりませんが、これについては10月25日に出た資料を提出、たまたま日付は入っていなかったということです。

それからもう一つ、確かに、11月8日の日付のものもあります。これについては、もう１回出し直せということでございましたので、恐らく、そこの会社としては、指導後の、改めてもう一度その日付で出てきたのだらう、こういうふうに判断していますので、結果的といいますか、考え方からすると、10月25日の締め切りのときに皆さんから出てきた資料だというふうに考えています。

○斉藤（裕）委員

私は、質問する前にお話ししたけれども、情報公開条例で閲覧して全部いただいて、皆さんの手元にこれしかないはずなのです。情報公開のやり直しまでやったのですからね。それを転記しただけなのです。そうしたら、部長の理屈だったら、12月の例えば日環センターの例をとりますと、11月7日の日付のやつはあるけれども、本来、

10月25日のやつもある。見積書もあるのです。

そうしたら、国際興業のやつもそうですか。11月8日が出てきているけれども、実は25日のやつもあるのだ。また、情報公開やり直しますか。どこにそんな資料があるのですか。

私は、これは2回目の情報公開ですからね。これで一切ないということで全部いただいているのですよ。どこにそんなものがあるのですか。そうしたら、今すぐ出してください。

○（環境）金田副参事

今日日環センターの見積書の10年度以降との関係でございすけれども、成果品として私どもが受けた段階では、10月25日に着いた分しかなかったのです。それで、成果品の方にその分をつける必要がございましたので、10月25日の方から抜き取りしまして、11月の方につけ足したのです。

相手の方も、そういう面では日付が記入してなかったものですから、同じような形の同額の金額、こういう形になってございます。

その面では、日環センターとしては、10月25日の分につけてあったものを、私どもは11月8日の成果品の方にくっつけた、こうなっています。

その理由としましては、先ほど部長がご答弁を申し上げましたけれども、25日の分は結果的に没になっている内容の方でございすので、そういう形で取扱いをさせていただいた、こういうふうになってございます。

○斉藤（裕）委員

あるのでしょうか。そうしたら、ほかのところも。25日と日付を打ったやつがあるのですね。それを出してください。没にしたやつがあるはずだから。

○環境部長

先ほどから言っていますように、ここに出ているものについては、成果品に添付しているものですから、2枚あるということではないのです。

10月25日のときに、これは一緒に出されてきているものです。それで、10月25日のうちの見積書について再提出を求めたわけですから、これが成果品としてついてきていますので、技術提案書と、それから、この13年度以降の参考見積もりを成果品と一緒に添付していると。それが公開条例で出てきたと、こういうことですから、これは2通あるということはないのです。

ただ、先ほどから何回も言いますけれども、国際興業の11月8日の日付は、確かに、日付一つついてきています。これについては、2回目に出したときに、改めて11月8日の日付でもう一度出してきていますので、それはそのままのつけていた、こういうことでございすから、ないものを出せと言われても、まことに申しわけないのですけれども、委員が情報公開で出てきたものしかない、ということとございす。

○斉藤（裕）委員

わからないわ。

10月25日に13年度以降の業務の見積もりということがきつとついてきているのでしょうか。

例えば、日環センターにしようか。日環センターだったら、実は、こういうようなスタイルなのですよ。これが25日、これが7日。7日の方にとじ込まれているわけさ。これは7日のとじ込みなのですよ。だから、7日ということになるのでないですか。これが実は違うのだと。実は25日の方にとじ込みがあったのだ、ということなのですか。どうなの、これ。わからない。

○環境部長

何回も申し上げますけれども、今、25日の分の参考見積書を出して、いろんなお話しをしていますけれども、我々は、あくまでも25日付の見積書というのは、現在、あくまでも全都清の方から参考記録としてもらっているものです。これは、本来は参考記録ですから、成果品だとか一切の資料の中に私たちは入らないものだと思っています

けれども、それはチェックのしょうが、するといえますか、そういうことで、それも出して欲しいということですから出したわけですが、基本的には、10月25日の参考見積書というものはないものというふうに考えていただかないといけないと思うのです。

ですから、11月の段階の見積書が成果品として唯一残っているものなのです。そういうふうに考えてください。ですから、13年度以降の参考見積書を成果品と一緒にして、そして公開条例に出している、こういうことから、13年以降の見積書というのは1枚しかないのです。

○斉藤（裕）委員

部長の説明は、これなんだわ。環境工学コンサルタントの説明だったら合う。25日のやつがあります。そして11月6日に出てきています。でも、こっちの見積もりはないものというか、修正したやつだから、11月のやつが正しいよ。そして、25日のときに出してきた参考見積もりが後ろについていますよ。これは10月25日のだよ。これだったら理屈がわかるわけ。言っているのも説明もわかるわけ。だけれども、そうになっていないところがたくさんあるでしょう。それとも適当にやったということ。皆さん、この業務にどのぐらい注意深く取り組んでいるのか、私は疑問なのです。

○環境部長

今、環境工学コンサルタントのお話を出していただいたのですけれども、私の言っていることは、実はそういうことなのですけれども、その他のものも25日の日に、これは全部ついていてということをおっしゃっているのでしょうか。

○斉藤（裕）委員

後ろについていたよ。

○環境部長

ついてます。じゃ、両方についているということですか。

○斉藤（裕）委員

片方についている。

○環境部長

ですから、それは11月に出されたところの方についていると、そういうことですよね。

ですから、先ほどから何回も申し上げますけれども、10月25日の正式な日に出していただいたときには、その13年度の見積書というものは出していただいているわけですから、ただ、再度提出を求めたのは見積書のみですから、要するに、本来の見積書のみですから、それが成果品となりますから、10月25日に出ていた13年度以降のものを成果品として添付していると。それで、今、お手元に行っている、11月の段階のものと添付されているということですから、そういう意味を言っているのです、10月25日、もう1枚あるのかと言われても、ないというお答えしかできない、こういうことです。

○斉藤（裕）委員

部長、いいかげんにしてほしいのは、仕様書どおりに言ってくださいよ。仕様書と発注、私たちは、復命書であるとか、こういう残された資料から追っていくしかないのだから。本来必要とするのは見積書だけだ。本来の25日の、そんなのじゃないでしょう。ずれ込んだ建設のやつだって義務でしょう。違いますか。

最初、25日のやつだけあればいい。これを差し替えていけば仕事ができるので、できるわけがないのだ。連続した2年のやつを、しかも、先ほどの説明の中では、2期の分を4期に調整したりして、年度のかぶりが出てくるのだから、それを途中でぶつつり切って、今までの発注仕様書どおりにやるなんていうことで、物理的に不可能なのです。冗談じゃないですよ、これ。

皆さんが、この事業に対してどのぐらい注意を払っていないかということが、あらわなものがありますよ。

日環センター、これは指定されたコンサルですね。それが、施設建設工事発注のみ、参考見積書、１億 5,850万円の見積もりを出してきていますよ。これは消費税込みなのですよ。元数字は何ぼですか。

○環境部長

この元数字は、１億 5,100万になっています。

○斉藤（裕）委員

最後まで言ってください。

○環境部長

えっ。

○斉藤（裕）委員

最後まで。最後まで言ってください。最後まで。

○環境部長

最後まで。

１億 5,850万というのが金額に税込みで入っているということですから、税抜きですと１億 5,100万、こういうことです。

○斉藤（裕）委員

えっ。

○環境部長

１億 5,100万の消費税を掛けますと１億 5,850万になるのだろーと思いますけれども、違った。

（発言する者あり）

失礼しました。１億 5,850万を割り返すと、たしか１億 5,095万2,380.95、こういうふうになります。

○斉藤（裕）委員

それこそ紙を入札しているわけでないのだから、何銭なんていう数字が出てくるわけがないですから。非常にずさんだし、悪いけれども、お役所仕事ですよ。ふざけているなという気がしますよ。あなた方が注意して見守らなければならないのは、市長答弁にもあるように、これは 180億なのですよ。

そして、コンサルの選定方法によっては、自治体がひどい目に遭うということを言われているわけですから。安請負をしたはいいけれども、後から業者からバックをすとか、そういう心配があるのでしょうか。どうなのですか。

○（環境）金田副参事

先ほど、消費税の関係の話でございますけれども、消費税の運用の中では、端数処理は認められているというふうに聞いてございますので、例えば、割り返す段階でのそれぞれの項目のもとについて、丸めた数字がこういう形で上がってきているかとも思っています。

○斉藤（裕）委員

そんなところで理屈を言ったってしょうがないよ。それだったら、これは値引きの項目があっていいよということはないからね。見ていないでしょう、きっと。

この１億 5,850万という数字は、内訳を添付されているのですよ。消費税込みといって、じゃ、合わない数字を値引きとかそういうので調整するなら結構。そういう記載になっていないのだから。私だって、その程度のことは注意して質問をしますよ。どんどんおかしいことがあるのですよ。

環境工学コンサルタントの見積書、全都清に対する平成12年10月25日、 9,200万と２億 1,200万、違う２つの数字がのっかっているのですよ。これはどっちが本当なのですか。

○（環境）金田副参事

環境工学コンサルタントの次年度以降の見積もりの関係でございますけれども、２つ記載してございます。片方

は重点管理といいますか、１週間に一遍だとか１カ月に一遍だとか、そういった節目節目の管理を見積もってございます。

もう一方の金額の２億 1,200万については、常駐管理といいますか、そういう形での見積もりの内容でございます。

○齊藤（裕）委員

それはどこに載っているのですか。

○（環境）金田副参事

参考見積書の中では、ケースＡ、ケースＢという形で記載してございますので、ケースＡが重点管理、それからケースＢが常駐管理、こういう形で受け止めてございます。

○齊藤（裕）委員

ケースＡが重点管理でケースＢが何とか管理だということを書いたところはどこにありますか。どこに書いているのですか。また、仕様書にもそんな重点管理だとか何とかと載っていません。どうしてなのですか。

○（環境）金田副参事

環境工学コンサルタントにつきましては、そういう管理業務は、業界の中で、こういう形になるというのは普通だというふうに記載したのではないかというふうに、今の段階では思っていますけれども、私の業務監督員の立場からすれば、このあたりにつきましても、本来であれば重点管理、そのほかの業者の中で書いているところもございますので、ここは重点管理、ここは常駐管理と、こういったような形で、仕様といいますか、基づいて出してくるのが、通常の場合と考えております。

○齊藤（裕）委員

この辺を非常に正確に記憶されているようだけれども、これは知っていたのですか、業務監督員として２通りのケースがあったというのは。そして、そのいきさつや何かは詳細に承知しているのですか。

○（環境）金田副参事

当時の記憶はございませんけれども、改めて齊藤（裕）委員の方から、情報公開という形で、見積書とかを出すようにと要求されております。その中で、この内容を見てございますので、それは、こういうことの内容だ、こういう形で理解している、こういうことでございます。

○齊藤（裕）委員

一番下の15年度着工の線の第２見積書的なもの、これは全社出されていませんけれども、これはどうなっているのですか。

○環境部長

厚生常任委員会でもご指摘を受けていました復命書の中での記載の内容なわけですがけれども、その中では、仮に事業計画の変更、平成15年度着工となった場合、直接影響する環境影響評価関係経費を第２見積書的な取扱いとして別途提出を求める、こういうお話でございましたけれども、これは、先ほどもご説明しましたように、事業計画が１年遅れた場合に、生活環境影響調査に内容が変更になる可能性もあるので、そのときには、生活環境影響調査の見積書を再提出しなければならないだろうということで記載されていたわけですし、先ほどからしていますように、実際に見積書は１年遅れるという見通しの中で二度目を出してもらいましたので、この中の記載のものについては、先ほどから言っています11月８日の書類に該当になりますので、改めたものはないと。ですから、全社が未提出という形になっています。

これは未提出ではなくて、11月８日の期限の２回目の見積書に該当すると、こういうことになります。

○齊藤（裕）委員

いみじくも、今、環境部長が言われた、これがこっちだ、違う。内容が違う。そんなことは、どこに書いている

のですか。どこに報告されています、役所のどこに。皆さんと議論すると、よくいろいろなことが出てくると思う。私は、こっちの皆さんがつくった台本に基づいてしゃべっているのですよ。皆さんは何かアドリブみたいだな。

今、私は、15年度着工、10月30日の時点で15年着工にずれ込んだらどうなるかという見積もりを徴しなさいと30日に、徴しましたと言っているわけですよ、復命書で。徴しましたというのですよ。だから、それはないんでしょう。そして、指導というのと、翌年の建設工事の話とはまた別でしょう。そうじゃないですか。違うの。それじゃ、復命書が違っているということだ。

○環境部長

厚生常任委員会のときにご指摘のあったのは、10月27日の復命書の中のヒアリングの打ち合わせの括弧4ということだと思うのですけれども、徴したということではなく、別途、提出を求めると、こういうお話だったと思うので、別に徴したということではないのですね。そういう状況になったら求めるということでございますから、先ほどこからご説明しているように、実際に15年になる見通しがあったものですから、再提出を求めたので、結果として、このことがそのとおりになったと、こういうことでございますので、求めることが、最終的には求められた、こういうことになるかと思います。

○斉藤（裕）委員

だから、皆さんの言っていることは口だけなんだわ。そういう理屈を、大切なことですよ、だって2期を4期にするだとかというのは。そういうものがどこに載っているのか。2期の環境影響調査を4期にした方がいいと全都清から言われました。だから、推進協議会の事務局のだれだれさんは、それを聞いてきて、そして報告しましたと。または、了承しましたと。変更のときは協議するとなっているのだよ。全都清と推進協議会は、協議しながらやりましょうという話なのです。協議書は一生懸命取り交わしているのだよ。協議書はないわけさ、そういうのが。だから、今となっては、皆さんの言っていることを、じゃ、証明しなさいと私が言ったら、何があるの。ないでしょう。同じ日付の2つの見積書、いや、これは日付を差し替えたのだと。本来だったら、前のやつは没になるのだと。それはどこに書いてありますか。

日付も違う、あて先も違う、ケースA、ケースB、そんなのどこに書いてますか。一切書いていないよ。ケースAもケースBもないよ。割り返したら割り切れない元金。そんなばかな話ってないじゃないですか。それだったら、復命書の30日云々なんていうやつなんて書く必要がなかったんじゃないですか。そののどこに書いてあるのか、復命書なんて。そうじゃないですか。皆さんの言っていること説得力が全然ない。全然ないですよ。

今、全都清と推進協議会との関係というのはどういう関係なのですか。私は、コンサルの選定行為が、期間は延ばしたけれども、終了した。それで終わりということでしょう、1回は。どうなのですか。どんな関係なのですか。

○（環境）金田副参事

全国清掃都市会議との関係でございますけれども、私ども小樽市としましては、全国都市清掃会議の会員でございますし、そういう面では、日常的にいろんな技術指導も受けれると。簡単なものだったと思いますけれども、それが受けれるというような関係になってございます。

それから、契約書の段階で、後ほど瑕疵が発見された場合については、法のもとに応じて補正すると、こういった情報もございますので、そういう関係にあるかなというふうには思っております。

○斉藤（裕）委員

親密な関係じゃないのですか。

○環境部長

親密な関係というのがちょっとよく理解できないのですけれども、現在の全都清との仲は、先ほどから副参事が答えていますように、全都清の会員ですから、いろんな内容、技術的なものの相談をする関係ということです。

ただ、委託契約といえますか、昨年から契約している部分の関係もありますから、そのときの状況については、

いろいろそのときがどうだったかということをお聞きするわけですから、そういう意味では、その内容について、親密というのがどういうふうにして使えばいいのかちょっと私はよくわかりませんが、そういう意味からいうと、そのときの状況をいろいろ聞かなければならないのだから、親密なのかなと思いますけれども、現時点の関係というのは、先ほどから言っているように、あくまでも全都清の我々は会員です。ですから、会員として全都清にいろいろな技術的なものをお聞きすると、こういう関係でございますから、何回も言いますが、親密という意味がよくわかりませんが、そういうことからすれば、指導を仰いでいる、こういうこととの関係になるのだらうと思います。

○齊藤（裕）委員

２月６日です。川口市総合文化センター会議室、出席者、日本環境衛生センター、全都清の栗原技術部参事、それと小樽市の前部長。

３月先送りとなることに、時間がずれたことに懸念が表明されたが、今後、３者が連携を密にして対応することを確認した。この時点で既に全都清とのコンサルの契約行為は切れているのです。

コンサル委託予定表の仕様書内容の技術的な事項について、全都清と日環センターが３月中旬ごろまでに点検精査をする。全都清と日環センターですよ。この時点で、一会員としての立場しかないはずなのですよ。

協議内容があります。これは中身に立ち入ったことを協議しています。

粗大ごみ施設と資源ごみ処理施設は、リサイクルプラザとして一つの建物でいい。だれが決めたのですか、そんなもの。ましてやそんなもの、全都清とも日環センターとも、一つの建物にするなんというのは、今、日環センターが受けようとする仕事の、その次ですからね。

P F I の検討は必要。分離発注については特に考えていない。日環センターと全都清は発注者じゃないですよ。これだったら三どもえじゃないですか。

いいですか。さらに技術検討委員会、これからメーカー選定の話までしていますよ。括弧して確認と書いてありますよ。今出ている話ってあるわけじゃない。確認ですよ。

検討内容を進めたスケジュールは、括弧して頻度と期間、その下には何と書いてあるか、後からお調べになったらい。シナリオと書いてありますよ。シナリオ、委員会構成七名程度、頻度、年度内６回、２カ月に１回程度、ただし節目節目に、こんなものを残されて、私は、はいそうですかと。しかも、皆さんのやっていることは正しいですと、そんなこと言えないもの。絶対に言えない。事あるたびに全都清とか日環センター、コンサルを頼りにすると言っていますよね。だけれども、整備計画の策定事業費の把握という項目なんです。括弧してメーカー選定と書いていますよね。正確な事業費を把握するとなれば、センターより、市からメーカーに依頼した方が正確だと言っているのですよ。こんな話、初耳ですよ。皆さんは、なぜ今、日環センター、そして全都清と３社の連携を強めながら、この事業に向かって、まだ発注もされていない建設工事発注の部分まで立ち入って話を進める必要があるのですか。教えてください。

○（環境）金田副参事

今のご指摘の部分につきましては、２月６日に川口市の総合文化センターの会議室におきまして、全都清主催の会議があったものですから、その段階で前部長が参加をして、その間にたまたま、たまたまといいますか、この中で参加をしておりました日本環境衛生センターと全国都市清掃会議、これが打合せをやっているということでございます。

一番最初の、今後、３者が連携を密にして対応することを確認したと、こういうふうになってございますけれども、私ども、今考えているのが、技術提案の事業計画書などを策定する段階で考えてございますのは、全国都市清掃会議に技術提案コンサルタントのやる業務を点検していただくために、指導業務を別立てで委託しようと、こういうふうを考えてございます。

そういう面では、推進協議会発注の後、それから委託業者、日環センター、それと、その業務を指導監督するといえますか、そういう立場で全都清、これが３者一体の中でいろんな物事を進めていかなければならないだろう、こういうことであるというふうに思っていますので、緊密に連絡していくことを確認した、こうなっています。

それから、例えば、破碎処理施設とリサイクルセンターが一緒だとかというような書き方をしていますけれども、この基本計画書の中でも一体建設という形で記載をしています。

そういった基本計画の中で記載されたことにに基づきながら、それぞれ今後進めるべきところの内容について、それぞれ協議をしたのかな、こういうふうに私ども考えています。

それからもう一つ、正確な見積書を３月の段階で出してもらうには、全都清より、日環センターより推進協議会がいい、こういうご指摘がございましたけれども、見積書等、事業費の概算を提出してもらうのには、なぜ必要かといえますと、国に概算要望をする段階で、事業費の概算を積算して、国に、このぐら이의補助対象金額になりますと、事業費はこの程度です、こういう形で提出するわけですが、それについては、あまりにも概算という形ではなくて、それぞれ実態に近いような形での見積額、こういう形で指導をされています。

そういう面では、業者さんから、プラントメーカーから、コンサルタントよりもプラントメーカーから私どもがどの程度の金額になるか、こういったことを聞いた方が、より金額的には正確になると、こういうことでお話をされたのかな、こういうふうに思っています。

○齊藤（裕）委員

そんなことたくさんあるんだわ。

もう一つ聞きましょうか。

日環センター及び全都清は、あらかじめ資料を用意して２月の６日の会議に臨んでいるのです。その資料というのは、小樽市の推進協議会との打合せ資料なのです。先ほど言った具体的な生々しいやつですよ。

日環センターとは契約はまだしてません。全都清とは契約が切れました。つまり、両方とも他人なのです。そこが打合せして、資料まで用意して、あなたたちに提案するというのはおかしいじゃないですか。だれが考えたっておかしいじゃないですか。日環センターはまだ受託していなのですよ。いつ、日環センターと全都清が話し合いをして、資料をつくって皆さん方へ持ってきたのですか。

○（環境）金田副参事

前段で、プロポーザルで、業者を特定するということで業務を進めてきまして、成果品が提出されております。それが日本環境衛生センターということで、当然、日本環境衛生センターと正式に業務委託契約を結ぶという前提条件で物事を進めているというふうに私どもは理解しております。

その段階で、正式にまだ委託契約をしていないけれども、プロポーザルであんたのところにもう決まりましたよ、そういう形で通知していただきますので、事前の形の中で協議したのかなと、こういうふうに理解しているところでございます。

○委員長

齊藤（裕）委員に申し上げますが、質問時間が大幅に経過をしております。

改めて申し上げますが、本日は決算にかかわる質疑でありますので。

○齊藤（裕）委員

決算じゃないですか、これ。

○委員長

ええ、でありますので、今の質疑内容は厚生常任委員会の続きになっているようにも聞こえますので、そろそろまとめていただくよう、お願いを申し上げます。

お願いします。まとめてください。

○齊藤（裕）委員

議事進行について。

環境部の答弁というのは、全く証拠がないことを言っているわけですよ。

私たちは、こういう資料に基づいたものをつくっているのです。しかも、理事者から渡されたものに基づいてつくったの。

しかし、理事者が答弁していることというのは、言葉だけで、何の裏づけもないのですよ。

皆さんもご承知のとおり、この問題は去年の9月から、環境部に対するものというのは二転三転しているのだから、話が。

この資料だって、情報公開条例で2回やったという代物ですよ。見せてもらったら、こんなファイルだった。これはファイルに全部つづられていたのですよ。どこかに紛れ込むような性格でなかった。そういうことさえ、私は思っているのですよ。

そして、何の権限もない人たちと話し合いをして、契約が切れた人が、利害関係人みたいのが集まって、何か知らないけれども話し合いして、プロポーザルがどうだとか何だとかと言ってやっているわけですよ。そんなの皆さん、見過ごしておられますか。

しかも、全然説明になっていませんよ。全都清が言っている全都清が言ってる、日付が同じような見積もりが2通あるなんて言って、それは前のやつを破棄したからいいんだみたいな話をしている。

だけれども、我々に示されているのは2通あるという事実だけなのです。1枚の見積書に2つの金額がある。皆さんは、ケースA、ケースBでやったのだと。そういうような話を皆さんはするけれども、契約条項を変更するというのは手続にのっとるということになっているのだから。手続にのっとっていない。証拠がないんだって。協議書だって1枚もないのですよ。だから、その辺はちょっと考えてもらわなければ困りますよ。それだったら証拠を出しなさい、紙切れ1枚でも。

○環境部長

証拠を出せというお話ですけれども、先ほど来からご説明しているような内容で、実際には、確かに口頭で説明したりなんかしたということの話の中では、文書でやっているわけではありませんから、証拠出せと言われても、これは出せません。

文書で取り交わしたりなんかしているものがあったら、これは事前に出しているということになりますから、これは出せるのでしょけれども、実際に口頭でやっているの。

何回も言いますが、我々の言っていることは信用ならないから何を言ってもだめだということでございますから、いろんなことを言っても、これは本当ですよと言っても信用していただけないのかと思いますけれども、ただ、先ほど、別の日の復命書の中の話で、もう既に全都清との契約も切れている。それから、日環センターに対して、まだ委託契約もしていないのにどんどんどんどん進めているのじゃないか、おかしいじゃないか、こういうご質問でしたけれども、これについては、その時点では、引続き契約をしていくと、日環センターと契約する、それから全都清と契約していくと、こういう前提がありましたので、恐らく、その事前の協議の中で進めていたのだらうというふうに、今、私は推測しています。

ただ、現時点では、現実には遅れています状況でありますので、そのときの打合せについては、白紙という言い方がいいのかどうか分かりませんが、我々としては、そういう委託契約をするときに、日環センターと改めていろいろな契約をした段階で協議すると、こういうことになりますので、昨年の時点でいろいろと話し合われたことが、今現在まだ引きずっているという考えはございませんので、その点はご理解をしていただきたいと思います。

○齊藤（裕）委員

市長に尋ねますけれども、資料だけで判断しますと、ここで色塗ってきた、マーカーで。赤がおかしなやつですよ。あとのやつは青ですよ。あとは相手先が違ったり、日付が違ったり、金が違ったり、本来、提出されるべき日に出た形跡がない。こんなことをやって、透明性の確保なんて言えますか。

しかも、事前に契約もしていない相手、契約も切れた相手と話し合いをしている。しかも、ぎらぎらとして生々しい話ですよ。今だったら 200万のコンサル委託料で済むじゃないですか。もう 1 回やり直した方がいいと思いますけれども、市長どうですか。

○市長

今の書類のやりとりにつきましては、中身を見ていませんので、よくわかりませんが、いろんな日付の問題、あるいはあて先の問題、そういう問題の指摘がございましたけれども、さらには、いろんな話し合いが行われていたということでございますけれども、先ほど環境部長から答えたように、かなり日数がたっていて、別に今、日環センターなり全都清といろんな協議をしているわけでございせんし、最大の課題は、とにかく場所の選定ということで進めています。

そんな関係からいって、今これを経過の中で、一部分不適切な部分があるかもしれませんが、この業務自体は、全般的に間違っていないというふうに思っていますので、やり直すとか、そんな考えは今持っていない。

○斉藤（裕）委員

契約管財課に聞きますけれども、皆さんは見積もりを徴収をするときがありますね。理由がどうであろうと、同じ日付で同じものに対して金額が違う 2 通のものが出てきたら、あなたたちは受理できますか。

○（財政）契約管財課長

同時に 2 通出てくるということはありませんので、普通は、どちらか一つを受け取る形になると思います。

○斉藤（裕）委員

それを受け取ってしまっているわけでしょう。あり得ないことがここにあるのですよ。あり得ないことです。

土木部長に尋ねますけれども、土木工事の中でも何でもいいや、見積もりを徴収するときに、ケース A とケース B なんていって、一つにまとめて持ってくるということのはあるのですか。発注仕様は 1 本で。あるのですか。

○土木部長

私どもの契約の場合で、相手を特定して、例えば、こういう設計をやった場合、どうだとか、こういう設計をやったらどうだと、2 つ 3 つ例示をして、言ってみれば工法を変えて、設計見積もりを出せというやり方はありますけれども、今の環境部の場合については、ちょっと詳細がわかりませんので、それとの比較にはならんかと思います。

○斉藤（裕）委員

それでは、環境部長に聞きますけれども、最終的に残ったのは、日環センターというところと日本技術開発というところですね。そうですね。

この 2 つは、技術点は日本技術開発の方が高いですね。技術は日本技術開発の方が優れているという結論ですよ。

金額が約 6,000 万と 7,600 万、こういう数字が出ているわけですよ。それだから、日環センターにいったのでしょう、きっと。そうですね。それは間違いありませんね。

しかし、15 年、施設建設工事発注参考見積もり、足したらどっちが安いのですか。

○環境部長

これを足しますと、日本技術開発の方が日環センターより安いというふうになります。

ただ、以前からもお話ししていますけれども、13 年度以降の見積書を徴しているのは、これで議論してどうのこうのということではないのです。あくまでも、こういう事業があるので、このものについて概算で見積書を出していただきたいと。要するに、詰めて見積書を出してきているものではありませんので、これを一緒に、成果品とい

いますか、見積もりの内容を精査して、これで合算したらどうかこうかというような比較になるものではありませんので、これを比較して、安い高いという判断はできないというふうに我々は感じていますので、足してどうかというふうに、どういう意味で、そういうふうなご質問をされたのかわかりませんが、我々としては、今出ている13年度以降の見積書といいますが、参考の見積書はあくまでも概算ですから、これは、今回のコンサルタントの選定にかかわる絶対要件と、こういうことになっていませんので、その辺は、ご理解をしていただきたいと思います。

○斉藤（裕）委員

この前の委員会では、理事者は、こういう契約行為というのは瑕疵があるということを認めているのですよ。私は総務課長に尋ねました。それは委員会の席上でですけども、そんなのは瑕疵行為に決まっているのです。

なぜ、やり直し、これが業務そのものには何ともなかったなんて市長が自信を持って言えるのが不思議でしょうがない。

だって、市長、思い出してくださいよ。市長、あなた自身が決裁する前に書類が来ていたという話だよ、これ。それでも信用するの。しかも、数字なんてめちゃくちゃだよ、これ。

私は、市長と考えは違うけれども、少なくとも是々非々で判断されることだと思っています。こんなばかみみたいな契約を突きつけられて、議員としてというよりも社会人として、そうですかなんて言える訳がないじゃないですか。こんなのはやり直して正々堂々とやればいいのですよ。

本当は、民間に近い収入役であるとか監査委員に意見でも聞きたいところですけども、それはやめますわ。それはやめます。だけれど、お二人とも、こんなことが通用するのは役所の中だけだとは思っていませんよ。

権限のない人が出張に行ったついでに、これから連携をうまくやるべと。発注もされていないものを話し合っ、それがいいと思っている、皆さん。市長ものんきなことおっしゃっているように聞こえる、まだ契約もしていないしと。こんなのは、正々堂々とやり直せばいいわけですよ。再度、市長のお考えを尋ねたいと思います。

○（総務）総務課長

今、斉藤（裕）委員がおっしゃった、私が契約書に瑕疵があるということを委員会で言ったという発言がありましたけれども、私、この前、瑕疵があると言ったのは、情報公開のところで、すべての文書を見せていない、その意見の決定通知書には瑕疵があるというふうに申し上げたので、契約そのものについては申し上げておりません。

○斉藤（裕）委員

そういうことで、済みません。

○市長

今みたいな話もありますので、誇大にしますと困るのですけれども、今の件は大事業ですから、私どもとしては、ちょうど今、いろんな問題で中断していると、こういうことでございますから、透明性を確保しながら、この事業をきちんと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○斉藤（裕）委員

市長は、今後こういう自体が、これを掘り下げていきますけれども、私。具体的に掘り下げていきます。それは全都清とのやりとりが本当にあったかどうかとも事実確認をやっていますけれども、市長は、こういう事態になっても全く見直す気というのはないですか。

○市長

今までのやりとりを聞きまして、全都清も少しアバウトなところがあるので、責任者を呼んで厳重に申入れをしたいと思いますし、やった業務については適正に進められていると思いますので、私は、やり直す気はないと思っています。

○斉藤（裕）委員

どこまで原部から報告を受けているかどうか分かりませんが、私は、いずれやり直す羽目になると思いますよ。いずれやり直す羽目になる。今まで環境部の一連の問題で、皆さんは一生懸命に抵抗はされるけれども、最終的には、これは進んできたじゃないですか。

今は資料の裏づけが取れないだけです。これは見積書のひとつ一つの項目を拾って積み上げていけばわかることなのです。時間がないだけの話。それが明らかになったら、大恥をかきますよ、皆さん。

そして、それを見過ごしたなんていうことになる、議会だって、こんな契約に基づいて、見積もり提出に基づいて 180億の事業を進めていったなんていったら、大笑いものです。これだけは申し上げておきます。

質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、以上をもって質疑を終結いたします。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6 時 55 分

再開 午後 7 時 25 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

○中島委員

日本共産党を代表して、議案第 4 号ないし第 8 号、第 10 号ないし第 17 号及び第 20 号ないし第 23 号について、不認定の討論をします。

我が党は、平成 12 年 1 定において、本委員会付託案件のうち、議案第 4 号及び第 8 号に関連して修正案を提出しました。

その趣旨は、不要不急の事業の見直し、削減、それらを市民の福祉・医療・教育や雇用の確保に回すこと、市民の暮らしを守り、かつ、市財政の再建を図ることを求めたものでありました。

しかし、これらの修正案は、いずれも、遺憾ながら賛成少数で否決されました。

また、他の議案についても、消費税の転嫁、受益者負担増、石狩湾新港関連、築港再開発、中央通関連等、不要な公共事業が含まれ、認められないものです。

築港再開発では、マイカルを誘致したものの 2 年半で破たん。我が党は、地元商店街の衰退を招き、営業不振によるマイカルの倒産で小樽の経済に打撃を与えると指摘してきましたが、不幸にして、それが的中してきたわけです。今後、101 億円の借金が市民負担となっていくことを認めるわけにはいきません。

詳しくは第 4 定において討論いたします。

以上で討論とします。

○委員長

市民クラブ。

○斉藤（裕）委員

市民クラブを代表し、議案第 4 号平成 12 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定及び議案第 23 号産業廃棄物等処分事業認定について、不認定の討論をいたします。

環境部の桃内最終処分場の法令違反、寅吉沢の委託業務の瑕疵、新焼却場建設にかかわるたび重なる、いつ一体どんな考えのもとに行政事務が行われているのか全く理解できません。

とりわけ全都清のコンサル選定業務は、見積書の不備を初め、同一日に金額の異なる２通の見積書が存在するなど、一般常識では考えられないことがまかり通っております。

まだ契約に至っていないコンサル、日環センターと既に委託契約が終了し、小樽市や推進協議会の考えを代弁する立場にない全都清が連携を密にしようとする申合せは、不正の温床の予感さえ感じます。

見積書の数字を読む限り、価格調整が行われたようにさえ映り、恐怖心さえ起こるものであります。

少なくとも一般社会のルールに従った手段に修正するためにも、コンサルタント選定をやり直すぐらいの市長は勇気・英断が必要と考えます。

いずれ真相が明らかになるとと思いますが、市民から、議会のチェック機能の甘さ、不手際が指摘されないようにしなければならないと思っております。

本会議では、また討論をさせていただきますけれども、以上、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第４号、第23号について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第５号ないし第８号、第10号ないし第17号、第20号ないし第22号について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

原案どおり認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして、付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心なご審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。

これもひとえに、副委員長をはじめ、委員各位と、市長を初め、理事者の皆様のご協力によるものと深く感謝いたします。

意を十分尽くしませんでした、閉会に当たっての委員長としてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございます。

当委員会は、これをもって閉会いたします。